四万十市高齢者福祉計画· 第9期介護保険事業計画

【令和6(2024)年度~令和8(2026)年度】







我が国では、総人口が減少する中で 65 歳以上の高齢者が増加 し、高齢化率は上昇を続けています。本市においても、総人口、生 産年齢人口が減少する一方、高齢化率が上昇を続けています。

本計画の期間中にあたる令和 7 年には団塊の世代が 75 歳以上となり、高齢化率も 37.7%になると予測されており、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる令和 22 年には、高齢者の人口が減少するにもかかわらず、生産年齢人口の減少が大きく、高齢 化率は、42.5%に達すると予測されています。

また、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加や、地域の人間関係の希薄化、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況が複雑化、多様化する中、在宅介護での家族介護者の負担軽減の問題等が浮上しています。

このような状況の中、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供できるよう、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

本計画においては、「住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられる まちの実現」を基本理念として掲げ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組はもちろんのこと、「介護予防の推進・生活支援体制の充実」や、介護人材の確保等を含めた「介護保険サービスの充実及び適正な運営」に努めてまいります。

また、これらの取組を通して、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく地域共生のまちづくりを目指してまいりたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご協議をいただき、貴重なご意見、ご提言を賜りました四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会の委員の皆様をはじめ関係各位に対し、感謝申し上げますとともに、市民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

四万十市長 中平正宏

目 次

第1	章	計画	源	定	に	あり	<i>t</i> -	つ	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		١
	1	計画	策	定	の走	取旨	i		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		١
	2	計画	iの [·]	位記	置一	づい	t		•	•	•		•		•	•	•	•	•			•			•	•	•		•	•	•		•	•	•		2
	3	計画	iの	期	間		•	•	•			•					•	•	•			•			•	•	•			•				•			3
	4	日常	'生	活图	劉均	或の	り言	没为	定			•				•							•	•				•		•				•			3
	5	計画	策	定位	の作	本制	訓		•	•	•		•			•	•	•	•		•	•			•	•	•	•	•		•		•	•	•		3
	6	国の	基	本扌	旨金	計		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•			•	•					•	•	•	•		•	•	•		4
	7	介護	保	険氵	去	のご	攵ュ	Εl	C	つ	(\	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		6
第2	章	計画	i策	定の	の背	背景	景			•			•			•	•	•	•			•			•	•	•			•			•				7
	I	統計	デ	— :	9 1	5 × i	و ر	4	る	現	状		•			•	•	•	•			•					•	•		•			•	•	•		7
	2	アン	ケ	_	ト言	周了	≦約	结具	果	か	ら	4	る	状	況	!	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		I	7
第3	音	計画	iの.	其。	木木	苦木	月							•									•													4	4
730	1	基本	•		T * 1	• •	•								•			•						•							•		•	•		4	
	2	計画			亜								•					•						•							•					4	
	3	施策			-							•												•												4	
	J	767N	. • ,	17.7	18																															_	Ü
第4	章	施策	の	展	荆	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4	7
	基本	目標	ŧ	1	个言	養う	別	仿(か	推	進	•	生	活	支	援	体	制	σ	?	三	2	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		4	7
	基本	目標	2	ţ	也均	或さ	豆扌	舌	ケ	ア	シ	ス	テ	4	(O)	深	(lt	٠.	推	進	Ē	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		7	6
	基本	目標	3	1	个言	蒦仴	杲阝	倹-	ナ	_	ビ	ス	. の	充	実	及	U	道	Į II	こな	2進	巨包	営		•	•	•	•	•		•	•	•	•		9	1
第5	章	介護	保	険- ¹	ナ-	– t	``;	ス(か	適	正	な	運	営	,			•	•				•					•		•	•				ı	0	0
	1	介護	サ	— I	ごう	ス另	別利	钊	用	者	数	の	見	込	<u>.</u>			•										•		•					١	0	0
	2	給付	費	のり	見え	入			•	•		•																				•			ı	0	8
	3	保険	料	のĴ	算と	出		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		I	0	9
第6	音	計画	ັ ເທ:	堆~	隹 [ว (\ -	7																										ı	1	4
310	1	計画				`.		•																											i		4
	2	連携	•			治イ	١																												' '		4
	_	Æ175) I'T'	ıh:J o	, , ,	ΣΙ	u																												,	'	_
資料	-編	•	•	•					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		I	I	5
	1	用語	解	説		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		I	١	5
	2	計画						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		I	2	4
	3	四万																												•	•	•	•		I	2	5
	4	四万	+	市品	高雄	鈴者	旨礼	富礼	让	計	画	•	介	護	保	険	事	業	計	- 画	道	筐	绀	加言	義名	슾	委	員	2	須	Í	•	•		١	2	7

第 | 章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、お互いが配慮し存在を認め合い、そして支え合うことで孤立せず にその人らしい生活を送ることができる社会の実現が求められており、人口減少を乗り越 えて、人と人とのつながりを再構築し、地域社会全体を支えていくことが、これまでにも 増して重要となってきます。

四万十市においては、令和3(2021)年3月に策定した「四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービスの充実や、介護保険サービスの整備等に計画的に取り組んできました。このたび、「四万十市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」が令和5(2023)年度で満了を迎えることから、令和6(2024)年度を初年度とする「四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

本計画は、期間内で「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年を含み、来たる令和22(2040)年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、人口構成や介護ニーズの変化が予想される中、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行い、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。

I

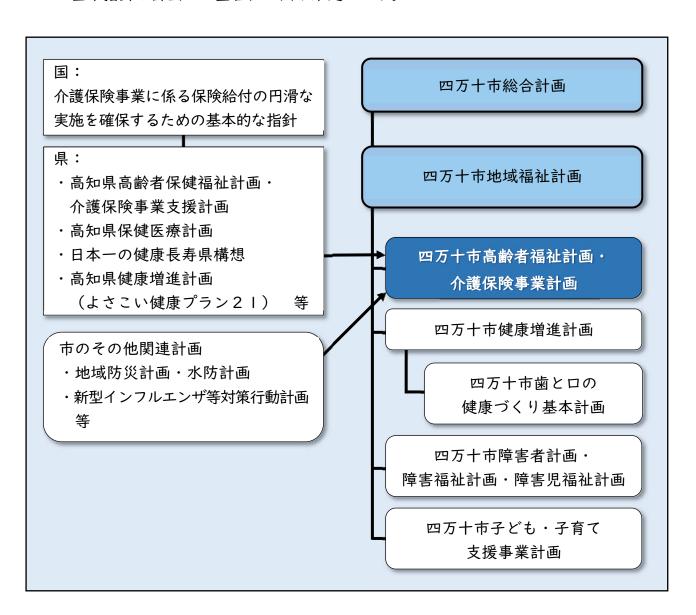
2 計画の位置づけ

(I)法的位置づけ

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体化し、策定する計画です。

(2)他の計画との関係

市の上位計画である「四万十市総合計画」「四万十市地域福祉計画」や、国・高知県 の基本指針や計画との整合性を図り策定します。



3 計画の期間

計画期間は、令和 6(2024)年度~令和 8(2026)年度までの 3年間の計画として策定します。



4 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら安心して生活できる環境を整備するため、日常の生活で結びつきのある地域を範囲として、その 区域単位で必要なサービスを整備していこうというものです。

今回の第9期計画においても、これまでに設定した日常生活圏域を引き継ぎ、本市全体を一つの圏域として定めます。

5 計画策定の体制

(Ⅰ)策定体制

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の意見を反映させるため、関係団体の代表者、市民の代表者、関係行政機関の職員、庁内関連部署の職員から構成される「四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会」において策定に関する協議を行いました。また、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

_(2)アンケート調査の実施

計画策定の基盤とするため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「介護事業者向け調査(介護人材実態調査等)」のアンケート調査を実施しました。

6 国の基本指針

第9期計画において記載を充実する事項

介護サービス基盤の計画的な整備

- ○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ○サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推 進することの重要性
- ○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介 護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

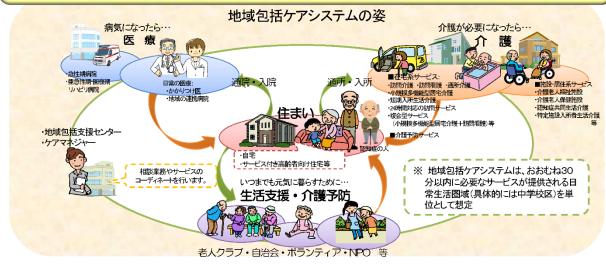
2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ○重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ○高齢者虐待防止の一層の推進
- ○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検 ツールを提供
- ○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の 充実
- ○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善 と給付適正化の一体的な推進

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、保**険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



厚生労働省 HP より

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性 向上の推進

- ○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 〇文書負担軽減に向けた具体的な取組(標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化)
- ○財務状況等の見える化
- ○介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

資料:社会保障審議会介護保険部会(第90回、106回、107回)資料より

7 介護保険法の改正について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和6(2024)年4月 | 日施行。一部例外あり。)における介護保険関係の主な改正事項です。

(改正の趣旨)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の 導入等の措置を講じるよう、介護保険法をはじめとした各種法令が改正されました。

(介護保険関係の主な改正事項)

Ⅰ 介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係わる医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施。

- ・被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進 する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- ・市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

2 介護サービス事業者の財務状況の見える化

介護サービス事業者等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務 負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備。

- ・各事業所・施設に対して詳細な財務状況(損益計算書等の情報)の都道府県知事への報告を義務付け
- ・国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

3 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進。

- ・都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨 の規定を新設
- ・市町村においては、都道府県と連携した取組を行うよう努めること など

4 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める。

・看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における 看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれる旨を明確化 など

5 地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を 整備。

・要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)も市町村からの指定 を受けて実施可能とする など

第2章 計画策定の背景

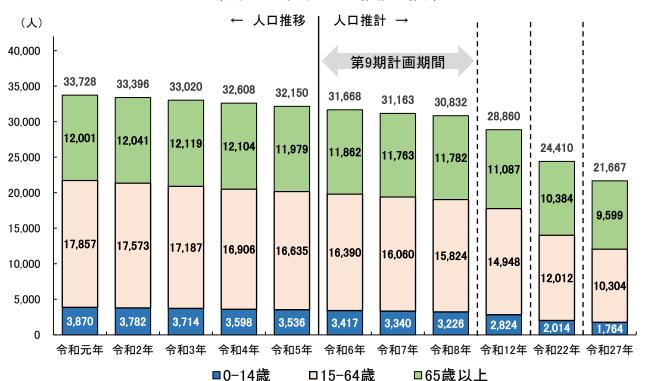
I 統計データからみる現状

(1)人口・世帯等の状況

① 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和元 (2019) 年の 33,728 人から、令和 5 (2023) 年には 32,150 人となり、4 年間で 1,578 人の減少がみられます。減少傾向は令和 6 (2024) 年以降も続く推計となっており、団塊世代が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年には 31,163 人、本計画の最終年である令和 8 (2026) 年には 30,832 人となり、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年には 24,410 人となる見込みです。

0~14歳の年少人口と、15~64歳の生産年齢人口は既に減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口も令和3(2021)年をピークとし、令和4(2022)年以降ほぼ減少を続ける見込みです。

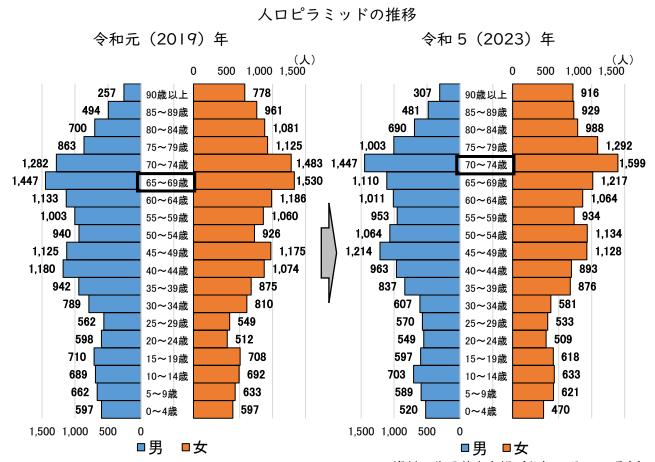


年齢3区分別人口の推移と推計

資料:実績値は住民基本台帳(各年4月1日現在)、推計値はコーホート変化率法による

第2章 計画策定の背景

令和元(2019)年と令和 5(2023)年の人口ピラミッドを比較すると、令和元(2019)年は男女ともに $65\sim69$ 歳が最も多くなっていますが、令和 5(2023)年では $70\sim74$ 歳が最も多くなっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(単位:人)

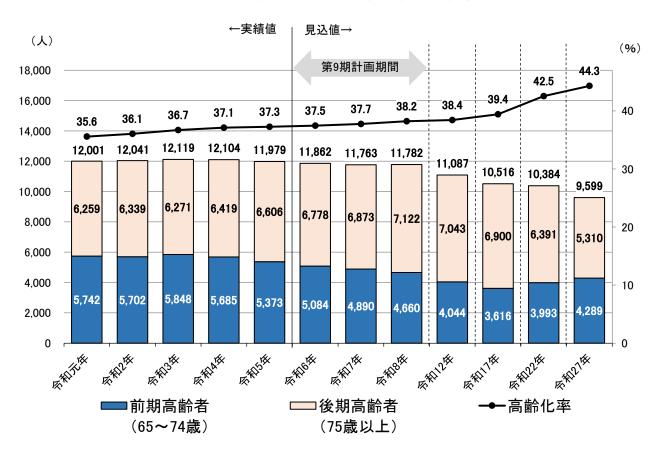
		65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85~89歳	90 歳以上
	令和元年 (2019)	1,447	1,282	863	700	494	257
男性	令和5年 (2023) (增減数)	I,II0 (∆337)	1,447 (+165)	1,003 (+140)	690 (∆10)	481 (∆13)	307 (+50)
	令和元年 (2019)	1,530	1,483	1,125	1,081	961	778
女性	令和 5 年 (2023) (增減数)	I,217 (∆313)	1,599 (+116)	1,292 (+167)	988 (∆93)	929 (∆32)	916 (+138)

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

②高齢者人口と高齢化率の推移

本市の高齢者人口は、令和元(2019)年の 12,001 人から、令和 5(2023)年には 11,979 人となり、22 人の減少がみられます。また、65~74 歳の前期高齢者は令和 3(2021)年をピークに減少傾向がみられます。75 歳以上の後期高齢者は令和 3(2021)年に一旦減少しますが、その後増加傾向がみられます。令和 6(2024)年度以降をみると、前期高齢者は令和 17(2035)年まで減少傾向がみられ、後期高齢者は令和 8(2026)年度をピークに減少傾向にかわります。

高齢化率をみると、増加傾向となっており、令和 22 (2040) 年には 40%を超えています。



高齢者人口と高齢化率の推移と推計

③高齢者のいる世帯の状況

本市の一般世帯数は概ね横ばい状態となっており、令和 5(2023)年 4 月 1 日現在では、16,612 世帯となっています。

高齢者のいる世帯について、高齢者独居世帯は、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在では 4,245 世帯、高齢者夫婦世帯は 2,170 世帯、夫婦以外の高齢者世帯は 178 世帯、65 歳 未満の方と高齢者の同居世帯は 2,108 世帯となっています。そのうち、高齢者夫婦世帯は 微増傾向にあり、高齢者独居世帯は増加傾向となっています。

構成比の推移をみると、一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は、令和元(2019) 年では51.9%でしたが、令和5(2023)年には52.5%と微増しています。高齢者夫婦世帯と高齢者独居世帯は微増ではありますが、増加傾向となっています。

(世帯) 18,000 16.659 16,619 16,627 16,612 16.565 16,000 2,108 2.402 2.245 2.199 2,310 178 198 14.000 214 212 204 2,170 2,120 2,167 2,177 2,077 12,000 4,174 10,000 3,955 4,245 4,051 4,113 8,000 6,000 8,011 4,000 7,872 7,890 7,879 7,911 2,000 0 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年

一般世帯の推移(世帯数)

- □65歳未満の方と高齢者の同居世帯
- □夫婦以外の高齢者世帯

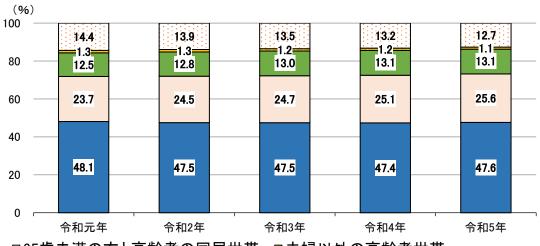
■高齢者夫婦世帯

□高齢者独居世帯

■65歳未満のみの世帯

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

一般世帯の推移(構成比)



- □65歳未満の方と高齢者の同居世帯
- ■夫婦以外の高齢者世帯

■高齢者夫婦世帯

- □高齢者独居世帯
- ■65歳未満のみの世帯

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

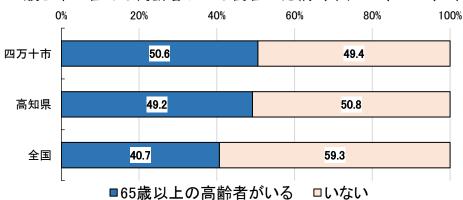
※小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

一般世帯に占める高齢者世帯の割合について高知県・全国と比較すると、高知県よりは やや高く、全国よりも 9.9 ポイント高くなっています。

また高齢者のいる一般世帯の家族類型別割合を同様に比較すると、高知県とは概ね同様な傾向となっていますが、全国と比べると「単独世帯」の割合が高く、「その他の世帯」の割合が低くなっています。

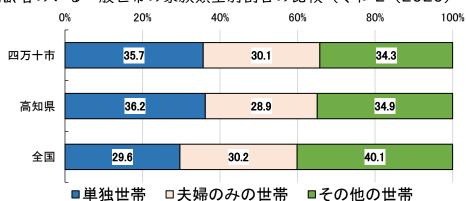
高齢者のみの一般世帯の家族類型別割合も同様に比較すると、「単独世帯」の割合は県より も若干低くなっていますが、全国と比べると 4.0 ポイント高くなっています。

一般世帯に占める高齢者がいる割合の比較(令和2(2020)年)



資料:令和2(2020)年国勢調査

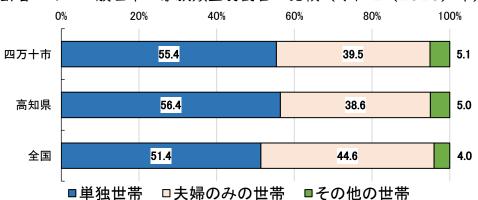
高齢者のいる一般世帯の家族類型別割合の比較(令和2(2020)年)



資料:令和2(2020)年国勢調査

※小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

高齢者のみの一般世帯の家族類型別割合の比較(令和 2(2020)年)

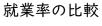


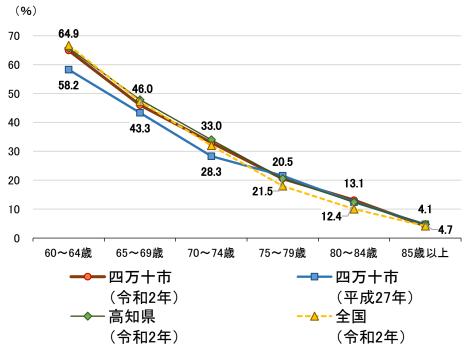
資料:令和2(2020)年国勢調査

④高齢者の就労状況

本市の就労状況について、平成 27 (2015) 年と令和 2 (2020) 年の 60 歳以上の就労率を比較すると、概ね令和 2 (2020) 年の割合が高くなっています。

また、高知県と比較すると概ね割合が低くなっており、国と比較すると、前期高齢者では割合が低くなっていますが、後期高齢者では割合が若干高くなっています。





(単位:%)

	四万十市	四万十市	高知県	全国
	(令和2年)	(平成 27 年)	(令和 2 年)	(令和2年)
	(2020年)	(2015年)	(2020年)	(2020年)
60~64 歳	64.9	58.2	65.7	66.7
65~69 歳	46.0	43.3	47.9	47.2
70~74 歳	33.0	28.3	34.0	32.0
75~79 歳	20.5	21.5	20.6	18.0
80~84 歳	13.1	12.4	12.4	10.0
85 歳以上	4.1	4.7	4.7	4.2

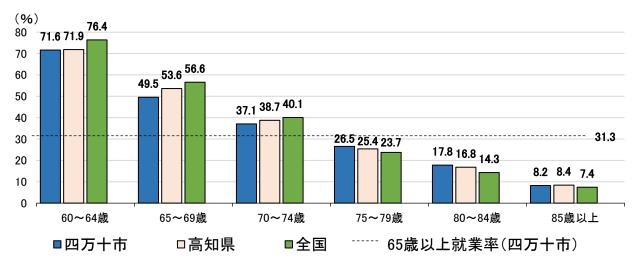
資料:平成27(2015)年、令和2(2020)年国勢調査

本市の 65 歳以上の就業率は、男性では 31.3%、女性では 19.7%となっています。

男女年齢区分別にみると、「60~64 歳」では男性 71.6%と 7 割以上となっており、女性では 58.5%と過半数となっています。「65~69 歳」では男性 49.5%、女性 42.7%と、ともに 50%弱となっています。

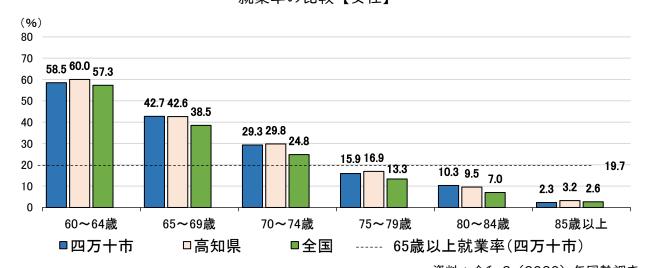
高知県、全国と比較すると、男性では、74歳以下までは高知県と全国の割合よりも低くなっていますが、75歳以上では若干高い傾向となっています。女性では、高知県とほぼ同様な傾向となっていますが、全国と比べると若干高い傾向となっています。

就業率の比較【男性】



資料:令和2(2020)年国勢調査

就業率の比較【女性】



資料:令和2(2020)年国勢調査

(2) 介護保険事業の状況

① 第 | 号被保険者数と認定者数及び認定率の推移

本市の第 | 号被保険者数は、減少傾向にあり、令和 5 (2023) 年度には | 1,979 人となっています。見込値をみると、令和 8 (2026) 年度に若干の増加が見込まれていますが、減少傾向にあります。要支援・要介護認定者数は上下しており、令和 5 (2023) 年度には2,085 人となっています。見込値をみると、令和 22 (2040) 年度までは増加傾向となっていますが、それ以降は減少となっています。



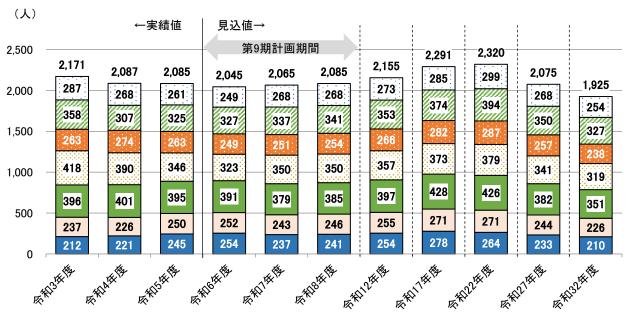
第 | 号被保険者数と認定者数及び認定率の推移と見込

資料:地域包括ケア「見える化」システム(令和6(2024)年2月29日取得)

②要支援・要介護認定者数の状況

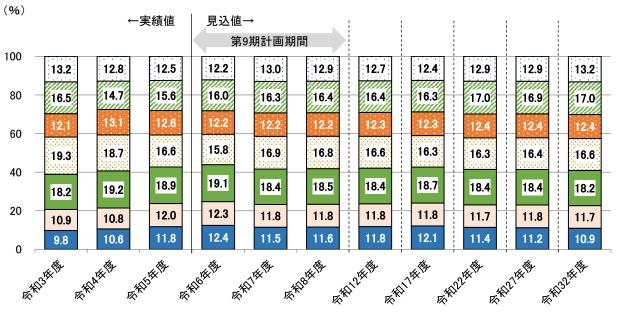
本市の要支援・要介護認定者数(第2号被保険者を含む)は、令和5(2023)年度には2,085人となっており、令和6(2024)年度は一旦減少しますが、その後令和22年度まで増加する見込みとなっています。

要介護 3~5 を重度者とすると、令和 5 (2023) 年度の重度者は 849 人で、全体に占める割合は 40.7%となっています。



要支援・要介護認定者数の推移と見込

■要支援1 □要支援2 ■要介護1 □要介護2 ■要介護3 □要介護4 □要介護5 資料:地域包括ケア「見える化」システム(令和6(2024)年2月29日取得)



要介護度別構成比の推移と見込

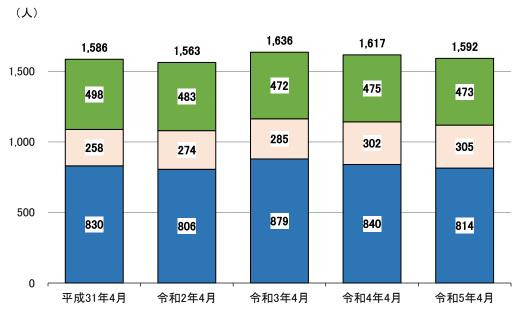
■要支援1 □要支援2 ■要介護1 □要介護2 ■要介護3 □要介護4 □要介護5

資料:地域包括ケア「見える化」システム(令和6(2024)年2月29日取得) ※小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

③介護サービス受給者の状況

本市の介護サービス受給者数は、令和 2 (2020) 年まで減少傾向にありましたが、令和 3 (2021) 年に一旦増加し、それ以降再び減少傾向となっており、令和 5 (2023) 年 4 月 は 1,592 人となっています。

介護サービス別にみると、在宅サービス受給者は令和3(2021)年4月には増加していますが、それ以降減少しています。居住系サービス受給者は増加傾向にあり、施設サービス受給者は480人前後で推移しています。



介護サービス受給者数の推移

■在宅サービス受給者 □居住系サービス受給者 ■施設サービス受給者

資料:地域包括ケア「見える化」システム(令和6(2024)年2月29日取得)

2 アンケート調査結果からみる状況

(Ⅰ)アンケート調査概要

令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までを期間とする「四万十市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」の策定にあたり、基礎資料を得ることを目的に、アンケート調査を実施しました。

※各調査の報告書は市HPに掲載しています。

URL: https://www.city.shimanto.lg.jp/soshiki/10/1350.html

■調査実施内容

<介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>

調査対象	令和 4(2022)年 2 月 日現在、
 	四万十市在住の 65 歳以上(要介護 1 ~5 を除く)の市民
調査実施期間	令和 5(2023)年 3 月 1 3 日 ~ 4 月 24 日
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布数	10,400件
回収数	7,779 件
回収率	74.8%

<在宅介護実態調査>

調査対象	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のう ち、調査期間中に認定更新申請又は区分変更申請に係る訪問 調査を実施した市民
調査実施期間	令和5(2023)年2月~5月
配布・回収方法	認定調査員による聞き取り調査+介護認定データ
配布数	137件
回収数	137件
回収率	100%

<事業者向け調査>

①在宅生活改善調査

調査対象	市内の居宅介護支援事業所と小規模多機能型居宅介護事業所
調査実施期間	令和5(2023)年6月~9月
配布・回収方法	郵送による配布、回収
配布数	13件
回収数	件
回収率	84.6%

第2章 計画策定の背景

②居所変更実態調査

調査対象	市内の介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)、認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホーム
調査実施期間	令和5(2023)年6月~9月
配布・回収方法	郵送による配布、回収
配布数	29 件
回収数	24 件
回収率	82.8%

③介護人材実態調査

調査対象	市内の施設・居住系サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホーム)、通所系サービス(通所介護(地域密着型を含む)、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護)、訪問系を含むサービス(訪問介護、小規模多機能型居宅介護)
調査実施期間	令和5(2023)年6月~9月
配布・回収方法	郵送による配布、回収
配布数	55 件
回収数	40 件
回収率	72.7%

④介護支援専門員調査

調査対象	市内の居宅介護支援事業所と小規模多機能型居宅介護事業所
画直 刈多	に所属する介護支援専門員
調査実施期間	令和 5(2023)年 6 月 ~ 9 月
配布・回収方法	郵送による配布、回収
	介護支援専門員 22 人分
回収結果	内訳:居宅介護支援事業所 16 人、小規模多機能型居宅介護事業所 2
	人、地域包括支援センター4 人

⑤介護保険サービス参入等意向調査

調査対象	市内で介護サービス事業所及び高齢者福祉施設を運営する 法人・事業者
調査実施期間	令和5(2023)年6月~9月
配布・回収方法	郵送による配布、回収
回収結果	30 事業者

⑥利用申込者実態調査

調査対象	市内の地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入
	居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護
調査実施期間	令和5(2023)年6月~9月
配布・回収方法	郵送による配布、回収
回収結果	23 事業所
	内訳:住宅型有料老人ホーム 事業所
	軽費老人ホーム I事業所
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 9事業所、
	特定施設入居者生活介護(地域密着型含む) 3事業所
	介護老人保健施設 2事業所
	介護医療院 4事業所
	介護老人福祉施設(地域密着型含む) 3事業所

■報告書の見方

- ○回答結果の割合「%」は、回答者数(n)に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答(複数の選択肢から | つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100%にならない場合があります。
- ○複数回答(複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答者数 (n) に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、「%」合計が 100%を超える場合があります。
- ○グラフ及び表中の n (number of case) は、集計対象者総数です。
- ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にいて、回収数(全体数)は 7,779 件ですが、回答者の属性 を紐づけられない回答があり、(n) 値の合計が異なる場合があります。
- ○グラフを見やすくするために、軸の最大値が 100%でない場合があります。

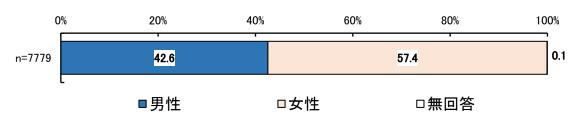
第2章 計画策定の背景

(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

1. 性別

アンケートへの回答者の性別では、「男性」の割合が 42.6%、「女性」の割合が 57.4%となっています。

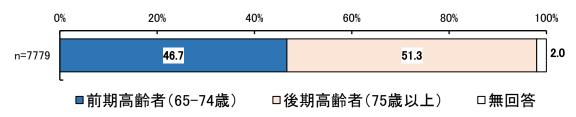
【全体】



2. 年齢構成

年齢区分別でみると、「前期高齢者(65~74歳)」の割合が46.7%、「後期高齢者(75歳以上)」の割合が51.3%となっています。

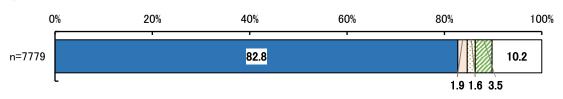
【全体】



3. 介護区分

介護区分では、「要介護度なし(一般高齢者)」の割合が 82.8%と最も高く、次いで「わからない」3.5%、「要支援 I」1.9%、「要支援 2」1.6%となっています。

【全体】

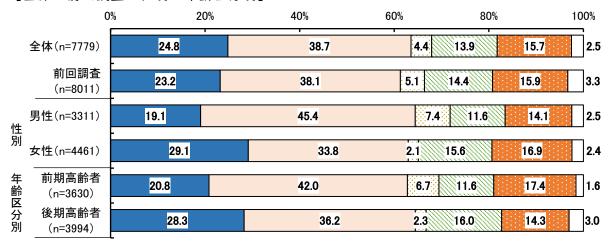


■要介護度なし □要支援1 □要支援2 □わからない □無回答

4. 家族構成を教えてください。(単数回答)

家族構成では、「夫婦 2 人暮らし(配偶者 65 歳以上)」の割合が 38.7%と最も高く、次いで「一人暮らし」24.8%、「息子・娘との 2 世帯」 | 3.9%、「その他」 | 5.7%となっています。

【全体・前回調査・性別・年齢区分別】



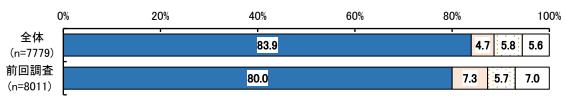
- ■一人暮らし
- □夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)
- ■その他

- □夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
- 図息子・娘との2世帯
- □無回答

5. あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。(単数回答)

介護・介助の状況では、全体は「介護・介助は必要ない」の割合が 83.9%となっており、次いで「現在、何らかの介護を受けている」5.8%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在受けていない」4.7%となっています。

【全体・前回調査】



- ■介護・介助は必要ない
- □何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- □現在、何らかの介護を受けている
- □無回答

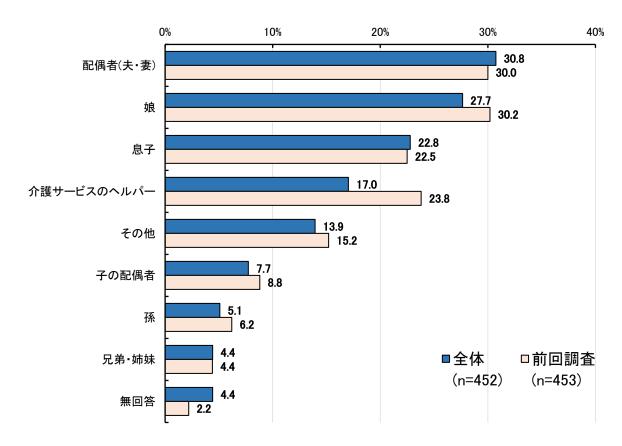
第2章 計画策定の背景

6.「現在、何らかの介護を受けている」と答えた方のみお答えください。主にどなたの介護、 介助を受けていますか。(複数回答)

主な介護・介助者では、「配偶者 (夫・妻)」の割合が 30.8%と最も高く、次いで「娘」 27.7%、「息子」 22.8%、「介護サービスのヘルパー」 17.0%となっています。

前回調査と比較すると、「介護サービスのヘルパー」の割合が6.8ポイント減少しています。

【全体・前回調査】



7. リスク判定結果

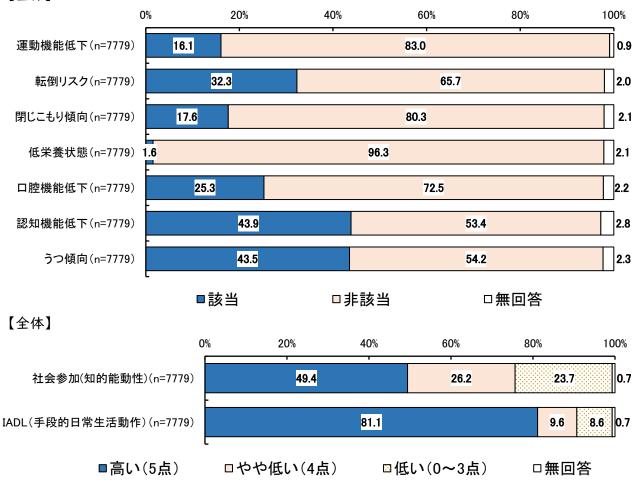
特定のアンケートの設問において、該当する選択肢を回答した場合を I 点として集計し、活動の能力低下のリスクを判定しました。(該当する場合は問題となる)

同じく活動能力として、「社会参加(知的能動性)」、「IADL(手段的日常生活動作)」を判定しました。加齢とともに「社会参加(知的能動性)」の低下が起こってから、「IADL(手段的日常生活動作)」の低下が起こってから、次の段階の身の回りの動作の障害が起こるとされています。(低い場合は問題となる)

リスク判定で運動器の機能低下をみると、全体では「該当」の割合が 16.1%、「非該当」が 83.0%となっています。転倒リスクをみると、「該当」の割合が 32.3%、「非該当」が 65.7% となっています。閉じこもり傾向をみると、「該当」の割合が 17.6%、「非該当」が 80.3% となっています。低栄養の傾向をみると、「該当」の割合が 1.6%、「非該当」が 96.3%となっています。口腔機能の低下をみると、「該当」の割合が 25.3%、「非該当」が 72.5%となっています。認知機能の低下をみると、「該当」の割合が 43.9%、「非該当」が 53.4%となっています。うつ傾向をみると、「該当」の割合が 43.5%、「非該当」が 54.2%となっています。

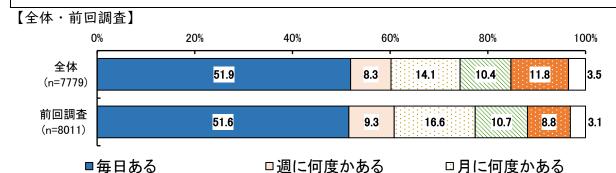
社会参加(知的能動性)のスコアをみると、全体では「高い(5 点)」の割合が 49.4%、「やや低い(4 点)」26.2%、「低い($0\sim3$ 点)」23.7%となっています。IADL(手段的日常生活動作)のスコアをみると、全体では「高い(5 点)」の割合が 81.1%、「やや低い(4 点)」9.6%、「低い($0\sim3$ 点)」8.6%となっています。

【全体】



8. どなたかと食事をともにする機会はありますか。(単数回答)

誰かと食事をともにする機会の有無では、「毎日ある」の割合が 51.9%と最も高く、次いで「月に何度かある」 14.1%、「ほとんどない」 11.8%、「年に何度かある」 10.4%となっています。



■ほとんどない

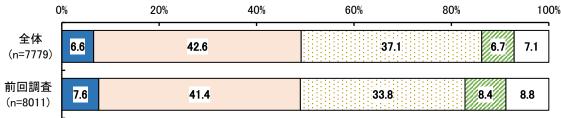
9. 地域の住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。(単数回答)

□無回答

地域づくり活動に参加者として参加してみたいかどうかでは、「参加してもよい」の割合が 42.6%と最も高く、次いで「参加したくない」37.1%、「既に参加している」6.7%、「是非参加したい」6.6%となっています。



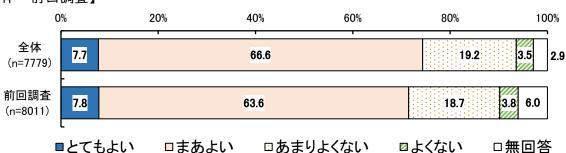
△年に何度かある



- ■是非参加したい □参加してもよい □参加したくない 図既に参加している □無回答
- 10. 現在のあなたの健康状態はいかがですか。(単数回答)

健康状態では、全体は「まあよい」の割合が 66.6%と最も高くなっており、『よい』(「とてもよい」と「まあよい」の合計)の割合は 74.3%となっています。

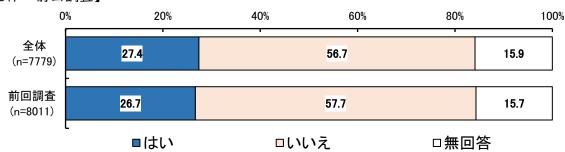
【全体・前回調査】



11. 認知症に関する相談窓口を知っていますか。(単数回答)

認知症に関する相談窓口を知っているかどうかでは、「はい」の割合が 27.4%、「いいえ」の割合が 56.7%となっています。

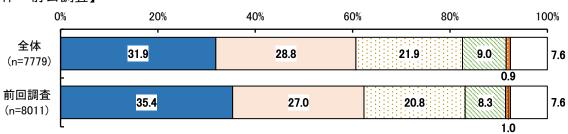
【全体・前回調査】



12. 在宅医療サービス(訪問診療、訪問看護等)を知っていますか。また、今後医療サービスの必要性が生じた場合の利用について、関心はありますか。(複数回答)

在宅医療サービス(訪問診療、訪問看護等)の認知度と今後医療サービスの必要性が生じた場合の利用について関心があるかどうかでは、「サービスを知っており、将来的な利用に関心がある」の割合が31.9%と最も高くなっています。また、認知度については、『知っている』(「サービスを知っており、将来的な利用に関心がある」と「サービスを知っているが、現時点では利用に関心はない」の合計)の割合は60.7%と6割を超えています。

【全体・前回調査】

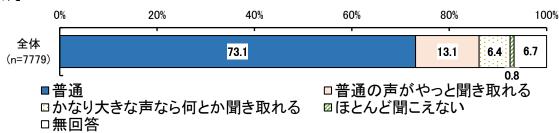


- ■サービスを知っており、将来的な利用に関心がある
- □サービスを知っているが、現時点では利用に関心はない
- □サービスを知らないが、将来的な利用に関心がある
- ◎サービスを知らないし、現時点では利用に関心はない
- ■その他
- □無回答

13. 現在のあなたの耳の聞こえ状態を教えて下さい。(単純回答)

現在の耳の聞こえの状態では、「普通」の割合が 73.1%と最も高く、次いで「普通の声がやっと聞き取れる」13.1%、「かなり大きな声なら何とか聞き取れる」6.4%、「ほとんど聞こえない」 0.8%となっています。

【全体】

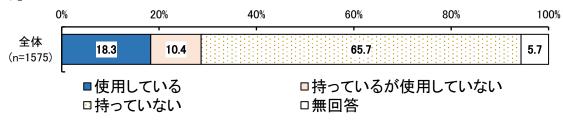


14. 上記の設問で「普通の声がやっと聞き取れる」「かなり大きな声なら何とか聞き取れる」「ほとんど聞こえない」と回答した人にお聞きします。

現在、補聴器を使用していますか。(単純回答)

現在の補聴器の使用状況では、「持っていない」が 65.7%と最も高く、次いで「使用している」 18.3%、「持っているが使用していない」 10.4%となっています。

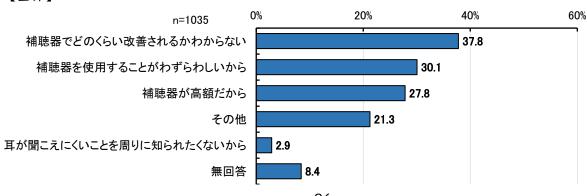
【全体】



15. 上記の補聴器の使用に関する設問で「持っていない」と回答した人にお聞きします。 補聴器等の補助具を使用していない理由についてお答えください。(複数回答)

補聴器等の補助用具を使用していない理由では、「補聴器でどのくらい改善されるかわからない」が37.8%と最も高く、次いで「補聴器を使用することがわずらわしいから」30.1%、「補聴器が高額だから」27.8%、「その他」21.3%となっています。

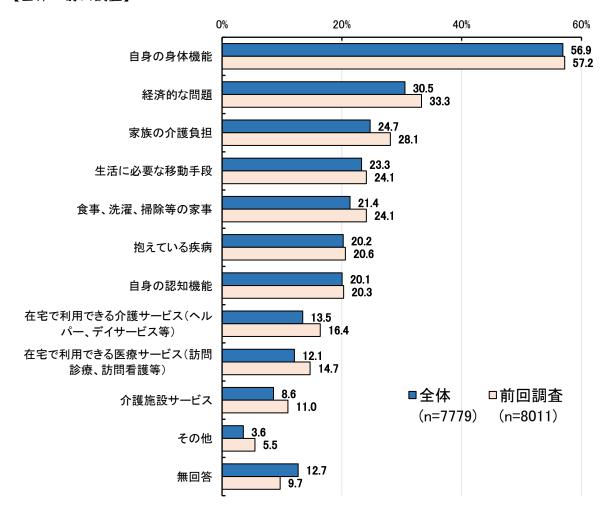
【全体】



16. 今後、自宅で生活を続けるために、心配な点はありますか。(複数回答)

自宅で生活を続けるために心配な点では、「自身の身体機能」の割合が 56.9%と最も高く、次いで「経済的な問題」30.5%、「家族の介護負担」24.7%、「生活に必要な移動手段」23.3%となっています。また、サービスに関する項目については、「在宅で利用できる介護サービス(ヘルパー、デイサービス等)」13.5%、「在宅で利用できる医療サービス(訪問診療、訪問看護等)」12.1%、「介護施設サービス」8.6%と | 割台以下となっています。

【全体・前回調査】



第2章 計画策定の背景

◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からみえる課題

①状況に応じた支援体制づくり

- ・一人暮らしや高齢者の夫婦 2 人暮らしが 6 割を超えて増加する中、更に増えると予測されます。 また、介護を受けている人の主な介護者は、3 割が配偶者であり、次いで娘や息子となっている 現状があり、介護を受けている人と家族の両方への支援が必要となります。
- ・介護・介助の必要がない割合は増加していますが、必要にもかかわらず、現在は受けていない人の割合が約5%ほどあり、必要な人に必要な支援が届けられるよう図らなければなりません。

②各種リスクへの対策

- ・転倒リスクが 3 割を超え、認知機能低下のリスクとうつ傾向のリスクが 4 割を超える中、更なる進行が予測されるため、心身の健康維持に関する啓発や人との交流の機会の促進などの取組が重要となります。
- ・認知症対策に関しては、相談窓口を知らない人が50%を超えており、更なる広報が必要です。
- ・住み慣れた地域で自分らしく暮らしが続けられるよう、高齢者を対象とした認知症の予防活動に加え、地域住民を対象とした認知症者や各リスクがある人への見守りなど、地域が一体となった取り組みが必要です。

③地域活動の活性化

・地域住民の有志による会やグループへの参加希望が一定数いますが(「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせると約50%)、「参加したくない」人も同時に3割を超えて存在しています。 そのような人たちの閉じこもり傾向を低くするためにも、高齢者の趣味や生きがいにつなげるためにも、地域活動の活性化を図り、地域のつながりを強めていくことが重要となります。

④啓発活動の推進

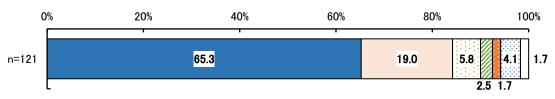
・在宅医療サービス(訪問診療、訪問看護等)の認知については、現時点で、約3割の人がサービスを知らないと回答しています。心身の健康づくりへの啓発とともに、地域で自分らしく暮らしを続けるためのサービスに関する啓発と相談体制の充実を図らなければなりません。

(3) 在宅介護実態調査結果の概要

1. 主な介護者の本人との関係(単数回答)

「子」の割合が最も高く 65.3%となっており、次いで、「配偶者」19.0%、「子の配偶者」 5.8%となっています。

【全体】

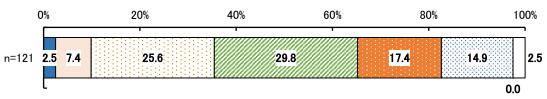


■子 □配偶者 □子の配偶者 □兄弟・姉妹 ■孫 □その他 □無回答

2. 介護者の年齢について(単数回答)

「60 代」の割合が最も高く 29.8%となっており、次いで、「50 代」25.6%、「70 代」 17.4%となっています。60 代以上の割合が全体の 62.1%と、依然として「老々介護」が多い状態が続いています。

【全体】

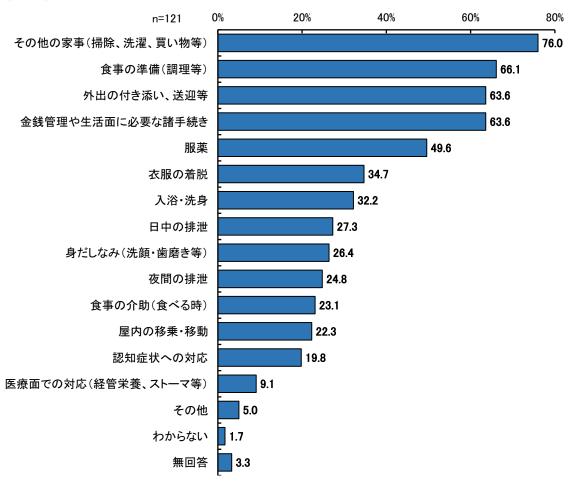


■30歳代 □40歳代 □50歳代 □60歳代 ■70歳代 □80歳以上 ■わからない □無回答 ※20歳未満、20歳代の回答はありませんでした。

3. 主な介護者が行っている介護(複数回答)

「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」の割合が最も高く 76.0%となっており、次いで、「食事の準備(調理等)」66.1%となっています。

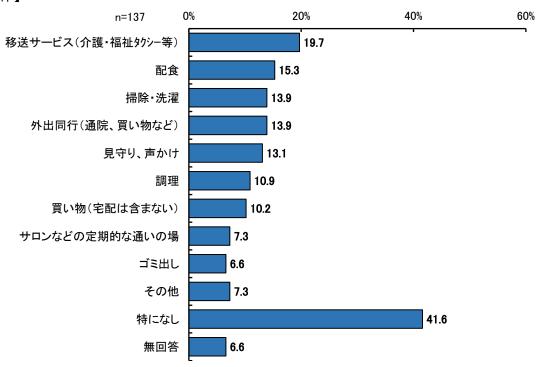
【全体】



4. 在宅生活継続のために充実が必要な支援・サービス(複数回答)

「特になし」の割合が最も高く 41.6%となっていますが、その他の「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」19.7%、「配食」15.3%等も幅広く充実が求められています。

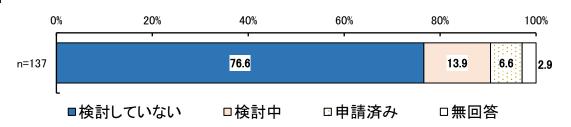
【全体】



5. 施設等検討の状況(単数回答)

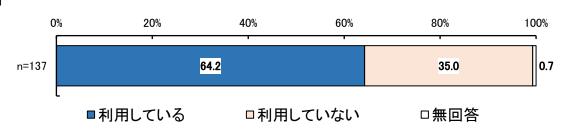
「検討していない」の割合が最も高く 76.6%となっており、「検討中」 13.9%、「申請済み」 6.6%となっています。

【全体】



6. 介護サービスの利用の有無(単数回答)

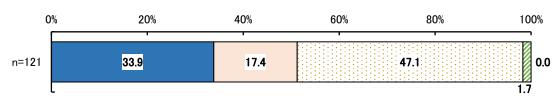
「利用している」の割合は64.2%となっており、「利用していない」35.0%となっています。



7. 主な介護者の勤務形態

「働いていない」の割合が最も高く 47.1%となっており、「フルタイム勤務」33.9%、「パートタイム勤務」17.4%となっています。

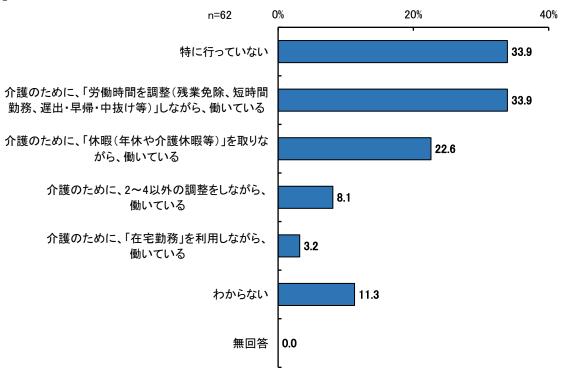
【全体】



■フルタイム勤務 ■パートタイム勤務 □働いていない □わからない □無回答

8. 主な介護者の働き方の調整(複数回答)

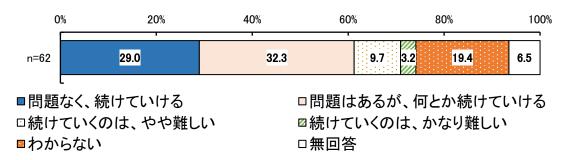
「特に行っていない」、「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・ 早帰・中抜け等)」しながら、働いている」の割合が高く、それぞれ 33.9%となっています。



9. 主な介護者の就労継続の可否に係る意識(単数回答)

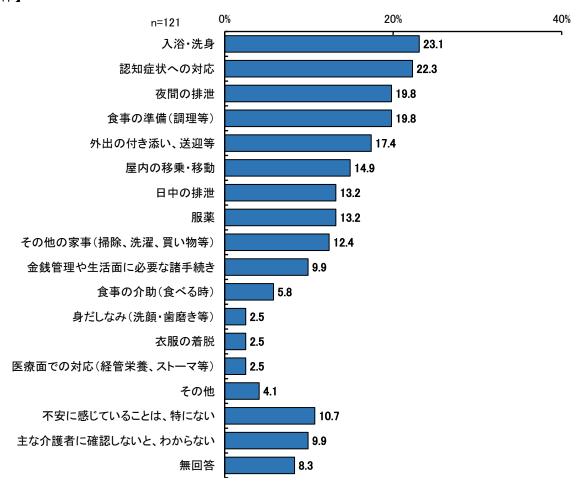
「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が最も高く 32.3%となっています。次いで、「問題なく、続けていける」29.0%、「わからない」19.4%となっています。『難しい』(「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」の合計)の割合は12.9%となっています。

【全体】



10. 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護(複数回答)

「入浴・洗身」の割合が最も高く 23.1%となっており、次いで、「認知症状への対応」 22.3%、「夜間の排泄」 19.8%、「食事の準備(調理等)」 19.8%となっています。



第2章 計画策定の背景

◆在宅介護実態調査からみえる課題

①支援・サービス提供体制の強化

- ・主な介護者は、8割以上が子か配偶者です。
- ・7割以上の方が施設等への入所を検討しておらず、3割超の方が介護サービスを利用していなません。
- ・在宅生活の継続に向けて、介護者が不安に感じている介護では、「入浴・洗身」、「認知症状へ の対応」が多くなっています。

②仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討

- ・介護者が行っている介護の種類は、食事の準備や家事等の生活的な援助が多くなっています。
- ・何らかの形で勤務をしている方は51.3%おり、その半数は働き方を調整しています。
- ・就労を続けていくのは難しいと12.9%の人が感じています。
- ・休暇制度の充実や、休暇制度等を使いやすい職場づくりが求められており、就労継続困難な方に おいては、経済的な支援も求められています。

高齢者が在宅生活を継続する上では、家族等の介護が不可欠ですが、単身世帯が増加傾向なことに加え、家族等も就労している方が増加し家族等による介護の頻度は減少傾向です。家族等による介護においては、介護度が重い方に対して行っている介護として身体介護が多くなっているほか、就労の継続に困難を感じている方が不安に感じているのも身体介護となっています。あわせて、施設への入所を検討していない方は訪問介護を利用している方が多いこと、単身世帯の方において訪問介護サービスの利用が多いことからも、訪問介護サービスの充実が必要となっています。あわせて、家族の介護技術の向上も負担軽減のための方法として考えられます。

介護者が実際に行っている介護で最も多いのが、食事の準備や家事等であることから、生活的な援助を行うことが求められています。訪問介護で行う生活援助には制限があることから、幅広く支援をおこなうために、介護保険外のサービスの整備が必要と考えられます。

一方で、介護保険サービス、介護保険外サービスともに、利用者は必ずしも多いとは言えない状況です。特に介護保険サービスにおいては、利用しない理由が、本人がサービスの利用を希望しないから、と制度的な問題があるわけではありません。より理解を深められるような制度周知が必要と考えられます。

また、仕事と介護の両立に対しては、上記の家族の負担軽減のほか、職場での介護のための制度の利用のしやすさも問題となっています。職場や地域も含めた社会全体での介護に対する意識の向上が求められています。併せて、介護度が重くなるほど医療の必要性は高まるため、在宅生活を継続するためには訪問診療等、在宅で受けられる医療も重要性が高まっています。

(4) 事業者向け調査結果の概要

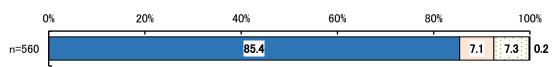
①在宅生活改善調査

在宅生活維持困難者の状況(単数回答)

現在、在宅・ホーム等で生活されている方のうち、92.7%は今の生活で問題なく生活されています。

一方で在宅・ホーム等での生活が難しくなっている方は 7.3%となっており、前回の調査時の 結果 4.2%と比べ、増加しています。実人数の推計でも 33 人から 48 人へと増加しています。

【全体】

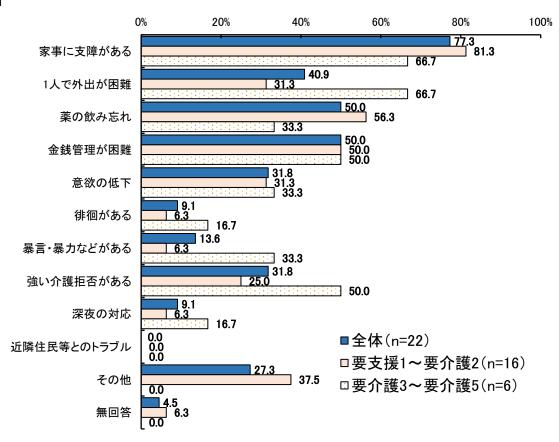


- ■自宅等に居住/生活上の問題はない
- □自宅等に居住/生活の維持が難しい
- □サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに居住/生活上の問題はない
- ◎サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに居住/生活の維持が難しい

2. 在宅生活維持が困難となっている理由(認知症の症状の悪化)(複数回答)

在宅生活の維持が困難な方のうち、認知症の症状が悪化している方の具体的内容を見ると、「家事に支障がある」が最も割合が高くなっています。

要介護度3以上の方に着目すると、「暴言・暴力などがある」、「強い介護拒否がある」など、介護者の負担が大きくなるような内容の割合が他より高くなっています。

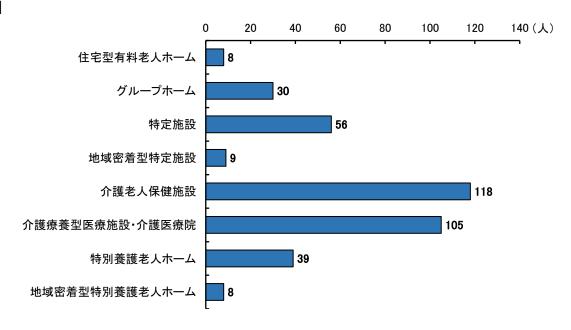


②居所変更実態調査

|. 過去 | 年間の新規入所・入居者数

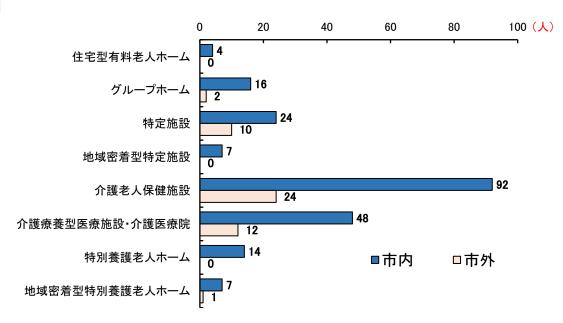
過去 | 年間で新規入所・入居者数をみると、「介護老人保健施設」が | 18 人と最も多く、次いで「介護療養型医療施設・介護医療院」 | 105 人となっています。

【全体】



2. 過去 | 年間の退去者数

過去 | 年間の施設・入居系サービスからの退去者について、「介護老人保健施設」からの退去者は | 16人と最多となっており、次いで「介護療養型医療施設・介護医療院」からの退去者が 60人となっています。



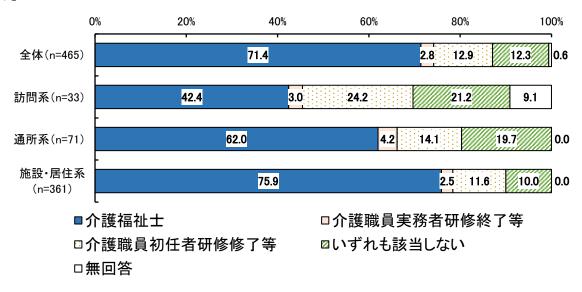
③介護人材実態調査

1. 職員の資格保有の状況

全体でみると、介護福祉士資格を持っている人の割合が 71.4%と最も高くなっており、何らかの資格を持っている人を含めると、87.1%となっています。

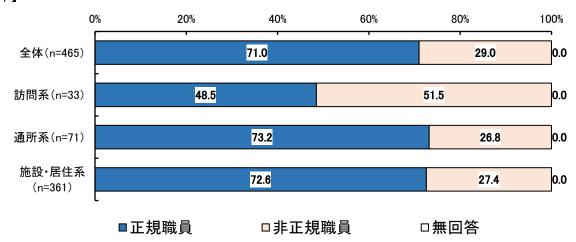
サービスごとに見ると、訪問系は、介護福祉士の割合が他よりも低くなっています。

【全体】



2. 正規職員・非正規職員の状況

全体でみると、正規職員の割合が71.0%、非正規職員が29.0%となっています。サービスごとに見ると、訪問系は、正規職員の割合が他よりも低くなっています。



第2章 計画策定の背景

3. 介護職員の変化

過去 | 年間の職員数の変化を見ると、訪問系サービスにおいて職員数が増加しています。 ただし、採用者数の年齢を見ると、9人の内8人が50歳代以上であり、長期的な人材の確保ができたとはいいがたい状況です。

なお、調査実施後、令和5年度末までに閉鎖する事業所も複数発生しており、サービスの 維持が難しい状況が続いています。

<介護職員数の変化>

サービス系統		職員総数		採用者数			
(該当事業所数)	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	
全サービス系統 (n=40)	346 人	145人	491人	19人	28人	47 人	
訪問系 (n=8)	28 人	34人	62人	4人(50歳代4人)	5 人 (50 歳代3 人 60 歳代1 人)	9人	
通所系 (n=10)	52 人	17人	69人	3人	8人	IJŢ	
施設・居住系 (n=22)	266 人	94人	360人	12人	15人	27 人	

サービス系統		離職者数		昨年比			
(該当事業所数)	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	
全サービス系統 (n=40)	18人	25 人	43 人	100.3%	102.1%	100.8%	
訪問系 (n=8)	2人	3人	5人	107.1%	105.9%	106.5%	
通所系 (n=10)	4人	8人	12人	98.1%	100.0%	98.6%	
施設・居住系 (n=22)	12人	14人	26 人	100.0%	101.1%	100.3%	

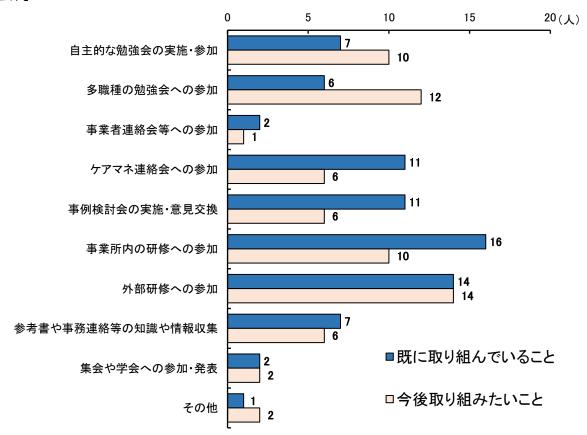
<介護職員の職場の変化>

11 PAC 12 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2										
前の職場の場所	現在の職場									
日リマノ中以ア勿マノア勿下川	全サート	全サービス系統 訪問系			通所系		施設・居住系			
合計	27 人	100.0%	3 人	100.0%	5 人	100.0%	19人	100.0%		
同一市区町村	14人	51.9%	0人	0.0%	1人	20.0%	13人	68.4%		
他の市区町村	日人	40.7%	1人	33.3%	4人	80.0%	6人	31.6%		

④介護支援専門員調査

1. 介護支援専門員業務のレベルアップに向けた取り組み(複数回答)

既に取り組んでいることをみると、「事業所内の研修への参加」が 16 人と最も多く、次いで「外部研修への参加」が 14 人となっています。今後取り組みたいことをみると、「外部研修への参加」が 14 人と最も多く、次いで「多職種の勉強会への参加」 12 人となっています。



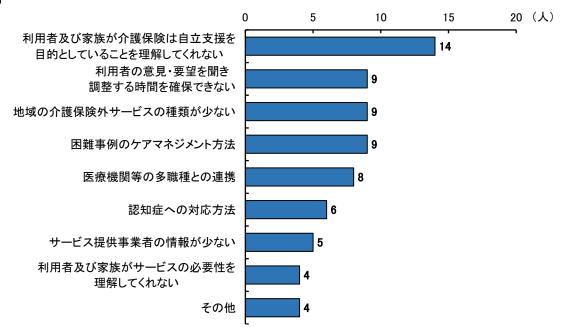
2. 業務における課題、負担と感じている点

業務おける課題をみると、「利用者及び家族が介護保険は自立支援を目的としていること を理解してくれない」が 14 人と最も多くなっています。

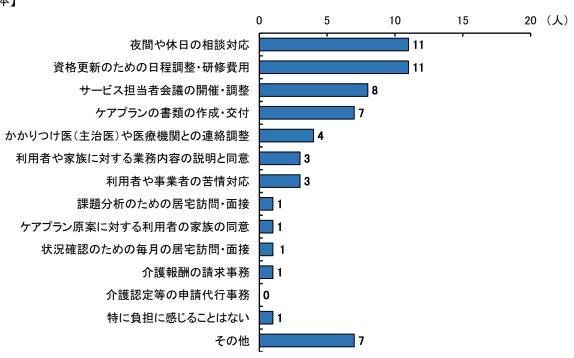
業務における負担と感じる点をみると、「夜間や休日の相談対応」と「資格更新のための日程調整・研修費用」がともに II 人と最も多くなっています。

<業務における課題>

【全体】

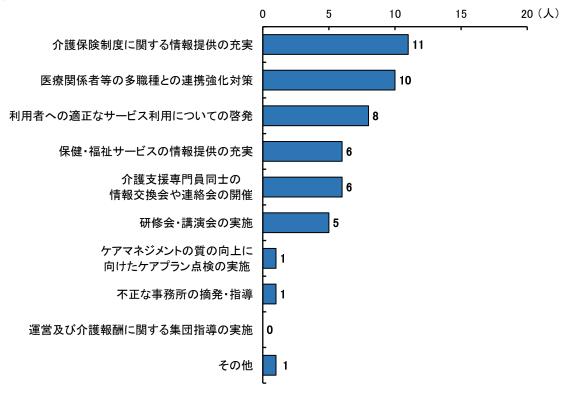


<業務において負担と感じる点>



3. 介護支援専門員への対応として行政に期待すること

行政に期待することをみると、「介護保険制度に関する情報提供の充実」が | | 人と最も多くなっています。



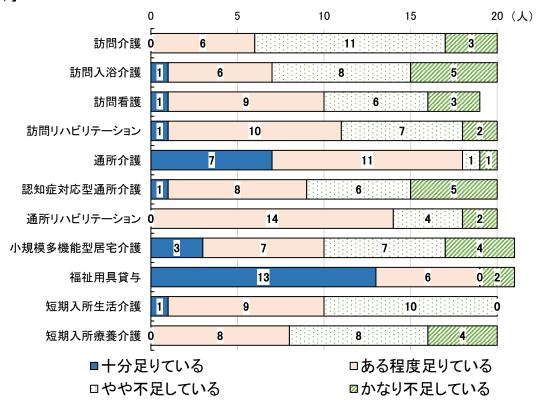
4. サービスの充足状況

在宅で利用する介護保険サービスの充足状態をみると、「やや不足」「かなり不足」との回答が多かったのは、「訪問介護」となっており、次いで「訪問入浴介護」となっており、訪問系サービスの不足が指摘されています。また「短期入所療養介護」も不足しているとなっています。

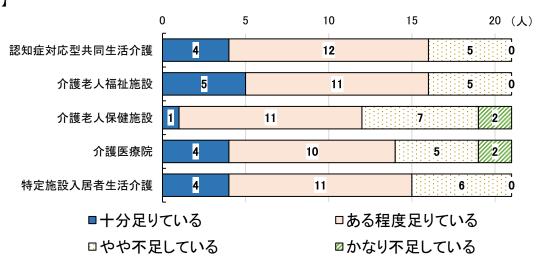
入所·居住系サービスの充足状況をみると、「やや不足」「かなり不足」との回答が多かったのは、「介護老人保健施設」となっています。

<在宅系サービス>

【全体】



<入所・居住系サービス> 【全体】



⑤介護保険サービス参入等意向調査

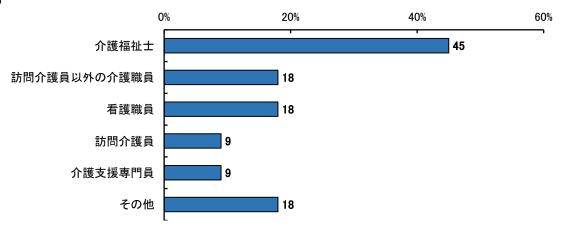
1. 事業の開始、規模拡大・縮小、休止・廃止サービス種別転換等の意向

(p9|「基本目標3 介護保険サービスの充実及び適正な運営、施策方針 | 介護保険サービスの基盤整備と質的向上、 | 介護保険サービスの整備」を参照)

2. 不足している職種

不足している職種では、「介護福祉士」の割合が45%と最も高くなっています。

【全体】



⑥利用申請者実態調査

I. 利用待機者の有無

「介護老人保健施設」や「介護医療院」など、医療系の施設において「待機者無し」となっているところがあります。

	総事業所数	待機者有り	待機者無し
住宅型有料老人ホーム	I	1	0
軽費型老人ホーム	I	1	0
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	9	9	0
特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)	3	3	0
介護老人保健施設	2	0	2
介護医療院	4	1	3
介護老人福祉施設(地域密着型含む)	3	3	0
함	23	18	5

第3章 計画の基本構想

I 基本理念

地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する必要があります。国の基本指針でも「地域包括ケアシステムの深化・推進」が掲げられています。

そのため、本市では、地域包括ケアのシステムの深化・推進に向け、前期計画からの理念を継承し、「住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられる まちの実現」を基本理念とします。

高齢者が、住み慣れた地域において、個人の尊厳が尊重されながら自立した生活を送る ことができるよう、自助、互助、共助、公助を基本とした地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

住み慣れた地域で、 誰もが安心して住み続けられる まちの実現

2 計画の目標

本市では、基本理念として掲げた「住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられる まちの実現」を目指すため、以下の3つを基本目標として定めます。

基本目標 | 介護予防の推進・生活支援体制の充実

高齢者が健康で生きがいを持ちながら、社会を支える一員として生涯を通じて活躍できるまちづくりを進めていきます。また、介護予防への取り組みを推進するとともに、健康寿命の延伸に向けて高齢者自身が健康の保持増進や重症化への防止に努められるよう意識の醸成を図り、高齢者の居場所づくりや多様化するニーズに対応できる支え合いの地域づくりを進めていきます。

基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

本計画の期間中である令和7(2025)年には「団塊の世代」が後期高齢者となり、また令和22(2040)年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる中、地域共生社会の実現のために、更に地域包括ケアシステムの総合的な充実を図るとともに、地域包括支援センターを中心とした関係機関と連携し、地域全体で高齢者を支えるまちづくりを進めます。

基本目標3 介護保険サービスの充実及び適正な運営

介護サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、中長期的に介護 サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、地域包括ケアシステムを支える介護人 材の確保や介護現場の生産性向上、介護給付等費用適正化事業の内容の充実を図り、 サービスの質の向上と介護保険制度の安定的な運営を目指します。

3 施策の体系

基本理念: 住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられる まちの実現

基本目標 | 介護予防の推進・生活支援体制の充実

施策方針 | 健康増進計画の推進(健康寿命の延伸)

施策方針2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策方針3 社会参加と生きがいづくりの充実

施策方針4 在宅生活支援サービスの充実

施策方針5 感染症及び災害への対応

施策方針6 複合的な課題を持つ方への支援

基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策方針 | 地域包括支援センターの機能強化

施策方針2 地域ケア会議の充実

施策方針3 在宅医療・介護連携の推進

施策方針4 認知症施策の推進

施策方針5 高齢者の居住安定に係る支援

基本目標3 介護保険サービスの充実及び適正な運営

施策方針 | 介護保険サービスの基盤整備と質的向上

施策方針2 介護人材の確保と労働環境改善

施策方針3 介護給付等費用適正化事業の推進

施策方針4 介護保険制度の普及啓発

第4章 施策の展開

基本目標 | 介護予防の推進・生活支援体制の充実

施策方針 | 健康増進計画の推進(健康寿命の延伸)

ト 各種健康診査(特定健診・健康診査)

広報誌や地区健康福祉委員会において、健康に関する啓発を継続して実施しています。 また、関係機関と連携し、特定健診、がん検診受診の啓発を継続して実施すると ともに、地域ぐるみで健康づくりに取り組む環境を整えます。

■現状と課題

市の広報誌や地区健康福祉委員会において、健康に関する啓発を実施してきました。また、関係機関と連携し、特定健診や特定保健指導、各種がん検診の受診率向上を図ってきました。

特定健診の受診率は40%以上と高くなっていますが、がん検診や特定保健指導の実施率の向上はあまりみられません。

■今後の取組

高齢者は、慢性疾患の併存や多剤服用に加え、認知機能の低下、活動の低下による社会とのつながりの減少など、フレイル状態になりやすい状況にあるため、疾病の重症化予防と生活機能の維持の両面への関わりが必要です。

若い頃から自身の健康に対する意識の向上が図られるよう、広報誌や地区健康福祉委員会において、情報発信等を行います。

また、関係機関や地区健康福祉委員会等の住民組織と連携しながら、特定健診 や特定保健指導、各種がん検診の受診率の向上を目指すとともに、地域ぐるみで 健康づくりに取り組む環境を整えます。

		爭	88期実績位	直	第 9 期計画値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
特定健診	受診者数(人)	2,545	2,461	2,400	2,673	2,768	2,852	
付足贬的	受診率(%)	41.3	42.2	40.0	45.0	48.0	51.0	
健康診査	受診者数(人)	1,011	1,159	1,100	1,514	1,731	1,978	
() () () ()	受診率(%)	50.8	53.96	50.0	22.3	25.2	27.8	

※特定健診:40~74歳の人を対象に、糖尿病等の生活習慣病予防のための保健指導(特定保健指導) を必要とする者を抽出するための健診。実績値は、法定報告から集計。

※健康診査:75歳以上の方(後期高齢者)を対象とした健診。実績値は、事務報告書から集計。受診率は、令和5(2023)年度までは、受診券を発行した者の数を分母として算出したが、令和6(2024)年度からは、被保険者全体を分母として算出するようになるため、受診率が低くなっている。

第4章 施策の展開

<参考>特定保健指導実施者数 ※法定報告值

	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
特定保健指導実施者数(人)	86	124	100
実施率(%)	21.4	25.7	26.0

2 食育と運動の推進

(1) 食育の推進

■現状と課題

食生活改善推進協議会と連携し、地区健康福祉委員会や地域の集まりを対象に料理教室、生活習慣病予防や健康・食生活に関する講習、健康教育としての学習会の開催を継続して実施しています。

■今後の取組

生涯を通じて望ましい食習慣を確立させることは、高齢期の疾病予防を考えるうえで、健診や運動とともに重要であることから、食生活改善推進協議会など各種団体と連携し、地域における伝達講習やイベントを通じて、食育の普及啓発を積極的に行います。

高齢者の健康・食生活の推進(食生活改善推進協議会)

	第8期実績値			第 9 期計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
実施回数 (回)	121	188	150	190	190	190
延参加人数(人)	3,166	2,886	3,000	2,900	2,900	2,900

[※]実施回数、延参加人数は、地区健康福祉委員会や地域の集まりを対象に生活習慣病予防又は高齢者の 健康・食生活に関する取り組みを実施した回数を計上。

(2)運動の推進

■現状と課題

四万十市内で地区ごとに組織している地区健康福祉委員会において、各委員会の メンバーが実施する内容を決めて、フレイル予防の講話とともに、ゴム体操やいき いき百歳体操、定期的な体力測定を継続して実施しています。

■今後の取組

健診や地区健康福祉委員会の地区の集まりの場などにおいて、フレイルチェックを行うことで、自身のフレイル状態を確認する機会を提供します。高齢者の運動機能低下による転倒等による骨折防止のため、関係機関の専門職が地区健康福祉委員会の介護予防事業等に関わり、フレイル予防の情報発信とともに、足腰の筋力アップやバランス能力・柔軟性の維持、改善のために家庭や地域でできる体操や脳の活性化を促す運動・イベントの紹介等を行います。

また、生涯学習課が実施しているいきいきクラブについては、活動を継続していきます。

いきいきクラブ

	第8期実績値			第 9 期計画値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
延参加人数(人)	510	721	980	1020	1020	1020	

※いきいきクラブ:週 | 回の頻度でダンス、カーリンコン、グラウンドゴルフ等の運動を行い、健康づくりについて取り組む事業(定員80名)

3 歯と口の健康

口腔機能を保つことが誤嚥性肺炎や低栄養などの予防につながること、かかりつ け歯科医による定期健診の必要性を継続して啓発していきます。また、地区健康福 祉委員会などで口腔体操を普及し、いつまでもおいしく食べることができる口づく りを行っています。

■現状と課題

地区健康福祉委員会や広報での情報発信と、歯科口腔健診の実施によりセルフケア能力の向上と、かかりつけ歯科医による定期健診の必要性を啓発してきました。令和5(2023)年度から歯科医師会の協力により、産業祭における歯科健診をはじめとする「口からはじまる健康づくり」の開催やインセンティブ(健康づくりポイント事業)を活用した取り組みも実施しています。

後期高齢者歯科健診受診者や在宅歯科利用は伸びてきましたが、歯科の定期健診 や誤嚥性肺炎と口腔ケアの関係の理解は進んでおらず、後期高齢者健診で口腔機能 の低下を感じている人の割合が、県や国より高く、特定健診でも同様の結果となっ ています。若い頃からの意識啓発に注力することが必要です。

■今後の取組

妊娠期から成人期の若い世代を含めたすべての世代に、広報誌等により、口の健康づくりに関する情報発信を継続し、歯科医師会の協力のもと、セルフケア能力の向上と、かかりつけ歯科医による定期的な健診や、専門的なケアの必要性についての啓発に取り組みます。

さらに、高齢期においては、地区健康福祉委員会などで口腔体操を普及し、いつまでもおいしく食べることができる口づくりに取り組んでいきます。

また、「幡多在宅歯科連携室」の周知についても継続して取り組むとともに、歯科医師会、幡多福祉保健所との連携のもと、引き続き歯科衛生士の確保や人材育成を図り、在宅支援ができる多職種連携による「食支援」の体制整備を図ります。

※口腔体操・学習会:地区健康福祉委員会等の集まりで「かみかみ百歳体操」等の口腔体操、歯周病予防や口腔ケアに関する学習会を実施

幡多在宅歯科連携室周知件数

	第8期実績値			第 9 期計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
幡多在宅歯科連携室 周知件数(件)	1,876	۱,977	2,000	2,000	2,000	2,000

[※]幡多在宅歯科連携室周知は、要介護認定結果通知に当該連携室に関するチラシを同封し周知を行った件数を計上

地区健康福祉委員会における健康教育の開催

	第	88期実績値	直	第 9 期計画値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
実施回数 (回)	172	194	180	220	220	220	
延参加人数(人)	1,684	1,840	1,600	2,010	2,010	2,010	

施策方針2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

Ⅰ 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、居宅要支援被保険者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様な組織や団体、担い手による訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの提供が求められます。これらの介護保険外サービスを含め効果的なサービス提供へとつながるよう介護予防ケアマネジメントにおいて適切なアセスメントを行い、利用者の心身機能の改善だけではなく、生きがいや役割をもって日常生活が営めるよう支援していきます。

■現状と課題

訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス) の担い手となるための養成研修は継続して実施しているものの、指定訪問介護事業所に雇用され、サービス提供者として新たに活動される方の増加はみられていません。

また、介護保険サービスでは対応できない生活支援のニーズに対して、介護保険 外サービスの生活支援の取り組みを充実させる必要があります。

通所型サービス A (緩和した基準によるサービス) の指定介護事業所は現在 I か 所ですが、事業所の状況として利用者の受入れが困難な状況がつづいています。

令和2(2020)年度から開始した通所型サービス C(短期集中予防サービス)では、3か月を基本とする、利用期間において生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラムのほか、栄養・口腔改善プログラムを含む複合プログラムの提供を行っています。最大利用者枠を令和3(2021)年度より5名から7名に増やしていますが、安定的な利用者の確保が行えていないため、利用者抽出の体制づくりに向けた検討が必要です。

■今後の取組

体制の整備と合わせて、市民・利用者への制度周知を行っていきます。

訪問型サービスAの担い手養成における内容や登録への促し方については、指定事業者と検討を行います。また、介護保険外サービスの生活支援が行える有償ボランティアの「くらし助け愛隊」については、研修会を開始し、登録につながりやすい工夫を行うなど、人材確保を図ります。

通所型サービス C の利用者確保においては、新規相談者や認定者からの抽出、 地域から情報を得ての抽出が行えるよう、研修会の開催や関係機関との連携により、 利用者の増加を図ります。

また、新たな事業者への促しを行い、民間の介護事業所における事業実施へと広 げることにより、自立支援に資するサービス提供を充実させていきます。

その他のサービスについても、地域の実情にあわせて、実施を検討していきます。

介護予防・	生活支援サー	ビス事業
-------	--------	------

	• • • •						
	第	8期実績値	i	第 9 期計画値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
いきいき生活応援隊 養成講座受講者数(人)	15	4	2	20	5	5	
通所型サービス C 利用者数(人)	26	20	23	25	50	50	

[※]令和3年度、令和6年度は「いきいき生活応援隊」の更新研修実施年度となるため、新規だけでなく 更新研修受講者も含まれる。



<通所型サービスCの利用風景>

2 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、適切なサービスや関係機関、住民主体の介護予防活動等につなげることで介護状態に陥ることを予防する「高齢者閉じこもり等予防支援事業」を平成28 (2016) 年度から実施しています。本人、家族だけでなく、民生委員等への聞き取りや関係機関からの相談などから、生活状況が分からない方や支援の必要性が高い方を訪問し、定期的に開催される検討会で関係機関と連携して対応方法や方向性を検討しています。

■現状と課題

社会福祉協議会への委託により実施しています。生活状況不明者や、気になる方 へ個別訪問し、適切な関係機関や地域サービスにつないでいます。

地域や環境の変化により、孤立している方や支援を必要とする方も多くなっていると考えられるため、取りこぼしなく対応できるよう、関係機関との連携や個々の状況に応じた柔軟な対応が必要となります。

■今後の取組

今後も高齢者の増加がみこまれる中、支援を必要としている方の効果的な把握や 対応方法など、関係機関との検討も重ねながら、介護状態に陥る人を可能な限り減 らすことができるよう取り組みます。

高齢者閉じこもり等予防支援事業

	角	88期実績値	直	角	等9期計画個	(2025) (2026)	
	令和3年度(2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)		
検討会開催回数(回)	10	15	15	15	15	15	
訪問実施件数(実人数)	74	38	100	100	100	100	
関係機関やサービスに つなげた件数(実人数)	46	29	80	80	80	80	

※事業委託先:四万十市社会福祉協議会

(2)介護予防普及啓発事業

地域住民の介護予防に関する理解を深めるとともに、介護状態に陥ることを予防できるよう、自らが主体的に介護予防活動を実践するとともに、家族や地域に働きかけ、関係機関とも連携を図りながら、広がりのある活動を展開し、介護予防の取り組みを推進します。

①温水トレーニング教室

■現状と課題

安並にある温水プールを活用し、足腰に負担のない運動メニューを提供しています。また、生活の中に運動を取り入れる動機づけとなるようにしています。

年度の前半、後半に分けて実施し、各期 15 回(週1回程で4か月から5か月)を1クールとし、1コース 40 名定員で実施しています。2コースあるため、各期 80 名対応可能ですが、65 名程にとどまっており、その内、男性の利用者は2割弱という状況です。

利用者の増加を図るため、65歳到達者や転入者への介護保険証送付時にチラシを同封しています。リピーターも多く、前期高齢者の新規者は増えてはきているものの、まだ少数にとどまっています。

■今後の取組

利用終了後のアンケートでは、水中運動の効果や心身面の改善などみられているため、継続して新規利用者や男性の利用者の増加に向けて、通知文書や集まりの場、 健診の機会を活用するなど、広く周知を行っていきます。

温水トレーニング教室

	第8期実績値			角	等9期計画位	直
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
延参加人数(人)	1,483	1,365	1,500	1,500	1,500	1,500

※事業委託先:四万十市スポーツ協会

第4章 施策の展開

② 高齢者はつらつデイ筋力アップ教室

■現状と課題

はつらつデイサービス利用者を対象に、転倒・骨折の予防及び加齢に伴う運動器の機能低下の防止を図るため筋力アップ教室を実施しています。利用者にとっては月 I ~ 2回の実施ですが、介護予防への取り組みの動機づけとなっています。

新規参加者数の減少にともない、登録者数も年々減少しています。

■今後の取組

高齢者の運動器の機能低下を防止するために、新規登録者を増やすことが出来るよう、周知を行っていきます。

高齢者はつらつデイ筋力アップ教室

	第8期実績値			角	第9期計画位	直
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
延参加人数(人)	1,216	1,108	1,147	1,200	1,200	1,200

[※]業務委託先:四万十市社会福祉協議会

③まちなかサロン

高齢者の活動的な生活の促進、切れ目のない介護予防の継続及び社会参加の促進を図るため、多目的デイ・ケアセンター「一条の里」の2階で週4日開所し、筋力アップ体操や健康づくりに関する講話、趣味・創作活動を行っています。

■現状と課題

いつでも気軽に誰もが利用できる通いの場として、いきいき百歳体操をはじめとする介護予防を目的とした体操やイベント、専門職による健康に関するミニ講話等を通して楽しみながら交流できる機会となっています。高齢者ボランティアによる様々な趣味活動やイベント開催も行われるなど、高齢者が活躍できる機会の創出にも効果がみられています。

■今後の取組

活動の周知を継続しながら、男性も利用しやすい取り組み内容を取り入れる等、 男性利用者の増加も図ります。

まちなかサロン

	第	88期実績値	直	第	等9期計画位	直
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
延参加人数(人)	3,640	3,764	4,200	4,300	4,300	4,300

※事業委託先:四万十市社会福祉協議会

4介護予防講演会

介護保険制度への理解を深めるとともに、自立した日常生活の維持・増進に向け 主体的に取り組めるよう、フレイル予防を軸とした介護予防の啓発や知識の習得の 機会として、住民を対象に講演会を開催しています。

■現状と課題

外部講師を招いて年 I 回講演会を開催しており、運動、栄養・口腔、社会参加を 三本柱にしたフレイル予防啓発を実施しています。フレイル予防を啓発するボラン ティアグループ(フレイルサポーター)とも協働しながら、健康寿命の延伸に向け て意識の醸成を図っていますが、男性参加者が少ないのが現状です。

■今後の取組

健康寿命の延伸につながるよう、参加者の増加を図り、男性の参加者も増やすことができるように講演内容の工夫や周知を行っていきます。

介護予防講演会

	第8期実績値			角	89期計画位	直
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
講演会参加人数(人)	43	36	58	50	50	50

(3) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画で定める目標値の達成状況の検証を通じ、地域づくりの観点から総合事業全体を評価・改善していけるよう、3年に | 回実施される日常生活圏域ニーズ調査の結果をもとに、PDCAサイクルによる事業評価を行っています。

■現状と課題

令和4(2022)年度から令和5(2023)年度にかけて日常生活圏域ニーズ調査 を実施しました。

各事業について、どのような指標で評価するのか、十分な検討が必要です。

■今後の取組

第9期においては、日常生活圏域ニーズ調査を令和7(2025)年度に実施する予定です。当該調査においてどのように評価を行うか明確化して調査を行い、施策の効果について分析を行います。

四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会

四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会を開催し、介護予防事業の年度 ごとの実績を報告し、一般介護予防事業の効果について、指標による客観的な評価を実施 しています。

	第8期実績値			第9期計画值		
	令和3年度 (2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
開催回数(回)	1	2	4	2	2	4

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、専門的な知識・技術を有する専門職の関わりにより、通所や訪問系の介護事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等における介護予防の取組みを支援しています。地域包括支援センターと連携し、専門職が高齢者の有する能力を評価し、改善に向けたアドバイスを行うなど、より効果的な支援を通じて取り組みの充実を図ります。

■現状と課題

専門職による介護支援専門員や介護事業所職員等への自立支援に資するサービス提供に関する講義を年 I 回、通所型サービス C 事業における実地指導やカンファレンスにおけるアドバイス等を年 3 回行うなど、事業の充実とスキルアップを図っています。

また、住民主体の介護予防活動を効果的に実施できるよう、講話や技術的指導等により活動の充実を図ります。

■今後の取組

自立支援に資するサービス提供が適切に行われるよう、介護職員の資質向上に 関する研修会を開催するなどの支援を行うことで、より良いサービス提供に向け た体制づくりが行えること。また、地域リハビリテーション支援体制の構築の推進 のため、関係医療機関、介護支援専門員、介護事業所等との連携強化を図ります。

地域リハビリテーション活動支援

	笋	88期実績値	直	笋	89期計画個	直
	令和3年度(2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度(2026)
体操指導(回)	2	1	0	1	1	1
講演会・研修会(回)	2	2	2	2	2	2
カンファレンス (回)	3	4	12	14	15	15

※カンファレンス:通所型サービスCやハツラッツにおいて実施

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者は複数の慢性疾患による薬の多剤併用に加え、認知機能の低下や社会とのつながりの減少などフレイルに陥りやすい要因が複合的にみられるため、個々の生活背景や心身機能に応じて、疾病の重症化予防と生活機能の維持の両面への支援を行っています。

■現状と課題

KDB システム(後期高齢者の医療・介護レセプト、健診データ)等を活用し、地域の健康課題の整理・分析を行うとともに、現在実施している介護予防事業と生活習慣病予防を中心とした保健事業を関係課で整理し、健康課題への効果的な取り組みと実施体制について協議し、令和6(2024)年度から実施します。

人員の確保、体制整備が不十分です。医療機関との連携・課題の共有を図る必要があります。

■今後の取組

KDB システム等を活用し地域の健康課題の分析や評価を行うとともに、健康課題を抱える高齢者を抽出し、個別訪問を必要とする対象者等の把握を行い、地域の医療関係機関や地域包括支援センターと連携し、適切な医療や介護サービスにつなげていくことで、疾病の重症化や介護状態に陥ることを予防します。

また、ポピュレーションアプローチとして、地区健康福祉委員会などの集まりの場において、フレイル予防の啓発を行い、身近な地域全体で声を掛け合い、健康づくりができる地域づくりを目指します。

施策方針3 社会参加と生きがいづくりの充実

I 高齢者はつらつデイサービス事業

65 歳以上の方(要介護認定非該当者)を対象に、多目的デイ・ケアセンターへ送 迎による方法で集い、健康生活指導や創作活動などの各種サービスを提供しています。

■現状と課題

四万十市多目的デイ・ケアセンターで火曜から木曜の週3日、引き続き事業を実施しています。

令和4(2022)年に行った利用者アンケートでは、はつらつデイサービスが外出 の機会を与え、友人との交流の場となっていることが分かりました。はつらつデイ サービス以外には、交流の場に参加していないという回答者も2割いました。

利用者は年々減少しています。これは、要介護認定を受けていない高齢者が利用できるサービスの選択肢が増えたことも理由の一つではないかと考えます。

利用者のニーズに合わせ、事業内容の見直し等も行っていく必要があります。

第4章 施策の展開

■今後の取組

利用者のニーズに応じて事業内容の見直しも検討し、外出機会の確保や生きがいづくりの場として継続できるよう努めます。

高齢者はつらつデイサービス事業

	第8期実績値			笋	第9期計画位	直
	令和3年度(2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度(2026)
参加実人数(人)	163	139	138	150	150	150
延参加人数(人)	1,216	1,108	1,147	1,200	1,200	1,200

[※]事業委託先:四万十市社会福祉協議会

2 老人クラブへの支援

社会奉仕活動事業、老人教養講座開催等事業、健康増進事業により奉仕活動や文 化の継承等を行っている老人クラブに対して助成を行っています。老人クラブ独自 の活動が継続できるよう支援しています。

■現状と課題

会員の高齢化による後継者不足、会員数の減少が進行している。

■今後の取組

コロナ禍による活動自粛の傾向が続いていたため、老人クラブ連合会を通じ活動 再開に向けての取り組みを支援していきます。

老人クラブ独自の活動もあるため、会員数の増加のための広報を行い、今後も引き続き高齢者の多様な活動の場となるよう支援します。

老人クラブへの支援

	角	88期実績値	直	角	第9期計画位	直
	令和3年度(2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
対象クラブ数	21	20	20	20	20	20
補助額(千円)	628	633	610	640	640	640

<参考>老人クラブ連合会補助金

	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
事務費補助額(千円)	650	650	650
事業費補助額(千円)	960	960	960

3 高齢者就労の場の確保

四万十市シルバー人材センターへの補助を通じ、高齢者が社会参加の機会を得る ことができ、健康や生きがいを高める取り組みを支援しています。

■現状と課題

就労意欲のある高齢者が現役世代を支え、また人口減少等による人手不足を解消するとともに、急増する後期高齢者の支援者となり、地域ニーズに対応できるよう、活動内容の拡大や、会員増に向けての取り組みへの支援も行っています。

会員数が減少傾向であり、男性に比べ、女性の会員が少ないことが課題です。

■今後の取組

コロナ禍により外出を控え、就業を希望しない高齢者もいたが、今後は活動状況 等が改善していくと考えられます。

会員増に向けての取り組みへの支援も行っていきます。

四万十市シルバー人材センターへの助成

	第	88期実績値	直	爭	等9期計画個	直
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
会員数 (人)	300	287	303	290	290	290
就業延人数(人)	12,065	12,096	14,525	12,100	12,100	12,100
補助額(千円)	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500

施策方針4 在宅生活支援サービスの充実

Ⅰ 配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の「安否確認」及び「食の確保と見守り」 を目的として、配食サービスを業務委託にて実施しています。

■現状と課題

中村地域では、四万十市社会福祉協議会への補助事業として行っています。 課題として、調理・配食ボランティアの確保に苦慮しています。

■今後の取組

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象に、自立した生活を支援するため、食生活の支援の I つとして配食事業を引き続き実施・支援します。

中村地域の事業は、その目的をより明確にするため、「配食サービス事業」から 「見守りサービス」に名称を変更しました。

高齢者が低栄養状態に陥らないために必要な栄養管理などの情報提供や相談・助言に努め、ボランティアの確保や制度の見直し等を検討しながら、継続的に支援を行います。

第4章 施策の展開

配食サービス

	第8期実績値			第	9 期計画個	直
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
中村地域 延利用人数(人)	3,726	3,268	3,300	3,270	3,270	3,270
西土佐地域 延利用人数(人)	602	575	700	580	580	580

※中村地域:週 | 回の安否確認

※西土佐地域: 単身高齢者等の食の確保と見守りのため、申請者の状態に応じて週 | 回から3回の頻度で弁当を配達

<参考>業務委託先と事業費

		令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)		
中村地域	業務委託先	四万十市社会福祉協議会				
十 们 地	事業費(千円)	300	178	253		
五 <i>上 仕</i> 地 ゼ	業務委託先	特定非営利活動法人 ぴーす				
西土佐地域	事業費(千円)	392	374	455		

2 訪問理美容サービス事業

在宅で家族の介護を受け、外出が困難な要介護認定3以上、または身体障害の程度が2級以上の方に対し、自宅に理容師·美容師の訪問する費用を助成しています。

■現状と課題

対象者が在宅の要介護認定3以上の方であるため利用者は少ないですが、引き続き事業を継続していきます。

■今後の取組

引き続き、広報誌等で事業の周知を行い、利用促進を図ります。

訪問理美容サービス事業

	Э	88期実績値	直	第 9 期計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度(2026)
利用件数(件)	10	8	8	10	10	10
事業費(千円)	41	33	35	44	44	44

※事業委託先:高知県理容生活衛生同業組合中村支部、

高知県美容生活衛生同業組合中村支部、秋元理容(西土佐地域)

3 あんしんコール事業

独り暮らしや高齢者のみの世帯で、貸与の必要性が認められる世帯の方に緊急通報装置端末を貸与し、24 時間体制で急病や火災などの緊急時通報可能な体制を整備しました。

高齢者にとっては、24 時間体制で相談に対応してもらえることは心強く、事業を 周知し、利用を呼びかけていきます。

■現状と課題

看護師や保健師等の専門的知識を有するオペレータを配置し、体調等に不安がある時の利用者からの相談を受ける、健康状態の確認のため定期的に連絡を入れるなど、より安心して生活が送れるよう支援しています。

携帯電話の普及、設置者が施設入所する等の理由により、設置台数は減少傾向にあります。

■今後の取組

引き続き、事業の周知を行うとともに、住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるよう、事業を継続します。

あんしんコール事業

	角	88期実績値	直	第9期計画值			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
新規設置台数(台)	2	5	8	8	8	8	
撤去台数(台)	13	8	14	5	5	5	
累計設置台数(台)	62	59	53	65	68	71	

※事業費:令和3 (2021) 年度 1,282 千円、令和4 (2022) 年度 1,170 千円、

令和5(2023)年度(見込み) 1,039円

4 住宅改造支援事業

在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けた方が、その世帯の住環境整備 や介護者の負担軽減を図るため、住まいを身体の状況に応じて、安全で利便性に優 れたものに改修する場合に補助金を交付しています。

■現状と課題

相談は、令和3(2021)年度 18件、令和4(2022)年度 14件と、介護支援 専門員を中心に周知されていると判断しているものの、予算・希望時期・心身状態 等のため事業実施に至らない状況があります。

県及び市の補助制度を活用した予算範囲内で、年度内完成・完成時に対象者在宅等が条件の事業であるため、事業決定までに時間を要し(指令前着工は認められない)、また、予算や対象者の心身状態の関係等で対象者の時期的な希望に沿えず、事業実施に至らないケースが生じることがあります。

第4章 施策の展開

■今後の取組

住み慣れた自宅で安心した生活が送れるよう、県の住宅改造アドバイザーの派遣 事業等を活用し、個々の状態に合わせた住宅改修を支援します。

引き続き、事業の周知を行うとともに、事業継続のため予算確保に努めます。

住宅改造支援事業

	角	88期実績値	直	第9期計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度(2026)
事業費 (千円)	2,880	1,260	1,491	2,880	2,880	2,880
利用件数(件)	6	3	3	6	6	6

※補助率:申請者1/3、市1/3、県1/3 (総工費100万円まで、年6件までを上限とする)

5 高齢者防火用具購入費補助事業

独り暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で、心身機能の低下等の理由から生活 上の配慮が必要な高齢者に対し、火災から身の安全を図るための火災報知機・自動 消火器・電磁調理器を購入する費用を補助しています。

■現状と課題

在宅高齢者の安心・安全のため、住環境づくりを支援しています。

■今後の取組

今後も在宅高齢者のニーズの把握や防火用具の見直しを図りながら、継続して 在宅高齢者の安心・安全な住環境づくりを支援します。

日常生活用具購入費補助事業

		第	88期実績値	直	第9期計画値			
		令和3年度 (2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度	令和7年度 (2025)	令和8年度(2026)	
火災警報機	設置件数(件)	2	_	2	2	2	2	
入火言和依	給付額(千円)	10	8	16	16	16	16	
自動消火器	設置件数 (件)	3	2	4	3	3	3	
日助用入品	給付額(千円)	14	10	20	15	15	15	
電磁調理器	設置件数(件)	3	1	1	3	3	3	
电磁调连备	給付額(千円)	59	14	20	42	42	42	

※火災警報機の設置は、令和3(2021)年度 2件で3台設置、令和4(2022)年度 1件で2台設置、 令和5(2023)年度 2件で5台設置(見込み)

6 家族介護支援事業

(1) 家族介護用品の支給

Iか月のうち半月以上を在宅で生活している要介護認定3以上の高齢者の介護者を対象に、介護用品の購入に使用可能なクーポン券を発行し、介護に係る経済的負担の軽減と精神的援助を図ります。

※要介護認定3の方は認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目において、「介助」又は「見守り等」に該当する必要があります。

■現状と課題

支給要件に合致し、受給資格認定の決定を行った方に対して、クーポンを発行、 支給しています。

支給要件に合致しているけれど、受給資格認定の申請を行っていない被保険者が 多いと考えられます。ケアマネジャーへの周知などを通じて、制度の周知を行う必 要があります。

■今後の取組

介護者の経済的負担を軽減し、精神的な援助を行うためにも支援を継続していきます。今後は、ケアマネジャー連絡会での周知を通じて積極的な制度の周知を行って行きます。

家族介護用品支給事業

	第8期実績値			第9期計画值			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
対象者数 (人)	26	32	32	35	37	39	
事業費(千円)	962	1,388	1,220	1,400	1,500	1,600	

(2) 在宅介護手当の支給

Iか月のうち半月以上を在宅で生活している要介護認定3以上の高齢者をお世話している介護者に、月額7,000円の在宅介護手当を支給し、介護者に係る経済的負担の軽減と精神的援助を図ります。

■現状と課題

支給要件に合致し、受給資格認定の決定を行った方に対して、月額7,000円を支給しています。

支給要件に合致しているが、受給資格認定の申請を行っていない被保険者が多く、 ケアマネジャーへの周知などを通じて、制度の周知を行う必要があると考えます。

■今後の取組

要介護認定を受けた高齢者を在宅でお世話している介護者に対する経済的負担の軽減と精神的援助を図れるよう事業を継続し、今後は、ケアマネジャー連絡会での周知を通じて積極的な周知を行っていきます。

在宅介護手当支給事業

	第8期実績値			第 9 期計画値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度(2026)	
対象者数 (人)	35	30	33	33	34	35	
事業費 (千円)	1,764	1,288	1,336	1,400	1,500	1,600	

7 中山間地域の介護サービス確保対策

介護サービス事業の効率的な運営が困難な中山間地域において、高齢者が介護を必要とする状態となった場合も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な介護サービスが十分に提供されることを目的として、介護事業者に対し助成を行います。

■現状と課題

中山間地域に住む利用者に対しサービスを提供した事業者に報酬の上乗せ補助を行っています。また、令和5(2023)年度からは居宅介護支援事業所を対象サービスに増やしたことに加え、介護人材確保のため、採用職員への一時金を支給した事業所に補助を行う施策を創設しました。

補助を利用できるにもかかわらず、申請を行っていない事業所があるため、周知不足、手続きが煩雑などの要因があると考えられます。また、採用職員への一時金についても周知不足、そもそも採用職員がいないという課題があります。

■今後の取組

補助が有効に活用できるよう、事務手続きの簡素化及び周知を徹底し、中山間地域 に住む方とそうでない方が同程度の水準でサービスが受けられるよう、今後も改善に 努めます。

中山間地域介護サービス確保対策事業

	第8期実績値			第 9 期計画値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
対象者数 (人)	114	92	130	140	140	140	
事業費(千円)	4,356	4,597	6,200	6,500	6,500	6,500	

8 あったかふれあいセンター事業

あったかふれあいセンターは、障害者・高齢者等に居場所の提供や、相談・訪問等により日常生活での課題を把握し、生活支援サービスの提供、社会参加への支援、趣味の講座等を実施し、見守り、生きがいづくりや介護予防等に取り組んでいます。

中村地域に2カ所、西土佐地域に1カ所設置されています。利用料は、食事等の実費を除き、無料です。

■現状と課題

認知症、高齢独居、生計困難など、課題が重複するケースが増加しています。 また少子高齢化、人口減少、人間関係の希薄化などが進行していることに伴う、地域の課題も増えてきています。利用者は高齢者が多く、若い世代の認知度が低く、 利用が少ないことも課題です。

■今後の取組

地域住民との関係を密にし、潜在的な地域の課題を掘り起こしていきます。また 複合的な問題に対しては、多機関で連携を図り、長期的に課題を解決していきます。 地区健康福祉委員会においても、高齢化等により活動の低下や継続が困難となっ ている地区があるため、介入支援を継続していきます。

障害者や高齢者の更なる参加を促し、また若い世代に対しては各戸訪問などを通じ、あったかふれあいセンターの周知に努めます。近年では、解決にかかる時間や労力がかかるものが増えてきています。実施件数だけでなく、件数に現れない事業の内容を重視していきます。

あったかふれあいセンター事業

	第	88期実績値	直	第 9 期計画値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度(2026)	
アルメリア 利用・支援者数(人)	11,973	11,812	11,000	12,000	12,000	12,000	
愛・ハピネス 利用・支援者数(人)	17,777	14,444	14,000	15,000	15,000	15,000	
いちいの郷 利用・支援者数(人)	6,774	7,784	9,000	6,800	6,800	6,800	

■あったかふれあいセンターにおいて提供するサービス

あったかふれあいセンターでは、地域福祉の拠点として、以下のようなサービスを実施しています。

ア 集い機能

高齢者及び障がい者等の誰もが集い過ごすことができるサロンを開設し、引き こもりがちな人については誘い出し、集いに参加できるように支援する。

- ・預かる:家族介護者の負担軽減のため、認知症高齢者等の日中の預かりを行 い、話し相手となる。
- ・送る : 自力で出向くことができないセンター利用者の送迎や買い物・通院 等の外出支援を行う。
- ・交わる:障がい者家族会、認知症家族会、地区民との交流会を行う。
- ・学ぶ :認知症やその予防についての勉強、介護予防体操の指導。

イ 相談機能

サロンの参加者との交流や地域訪問活動を通じて、地域住民が抱えている悩み 等の相談を受けるとともに、その把握に努める。

ウ 訪問機能

サロンに参加できなくなった者や、健康等に心配がある高齢者・引きこもりが ちとなっている者等を訪問し、見守り、安否確認、生活支援のために必要なニー ズの把握を行う。

エ つなぎ機能

相談及び訪問、またサロン等の日々の活動の中で把握した課題、問題等の解決を図るため、地域と協調して具体的な支援策を講じ、行政等関係機関につなぐ。

才 生活支援

買い物、ゴミ出し、行政や関係機関への提出書類の手続き等、地域での生活課 題及び要支援者のニーズに応じた、困りごとへの対応サービスを行う。

カ 移動手段の確保

買い物や病院への通院のための移動を支援する。

キ 泊まり

緊急時に支援が必要な高齢者や障がい者等を一時的に預かる。

ク 介護予防

サロンや地区の健康福祉委員会で専門職と連携し、住民の運動機能の維持・向 上を目的として介護予防体操等を実施する。

ケ 認知症カフェ

地域の住民の方や認知症の方、また認知症の方を介護している家族の方が、自由に集い緩やかに認知症について理解を深めるための場として認知症カフェを開催する。

コ配食

食の確保及び低栄養リスクの高い高齢者等に対して、配食を行う。

1 介護事業所における感染症対策及び災害への対応

(1)感染症対策に関する取組

新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった事業もあり、高齢者の 社会参加の機会が失われました。高齢者がいきいきと自分らしく生活を送れるよう、 また既存の事業をコロナ禍前の状況に戻すためにも、感染症対策を行いながら事業 の拡充を図らなければなりません。

■現状と課題

業務継続計画策定のための研修を令和4(2022)年度に行いました。また、備蓄用マスクを適宜配布しました。

課題として、事業所ごとに感染症対策の取り組みにばらつきがあることがあげられます。

■今後の取組

厚労省の指針に沿った適切なマニュアル作成、訓練の実施などについて支援を行い、運営指導や運営推進会議などで助言を行っていきます。

事業所間の連携を促し、感染症発生時の支援体制を構築するなど、日頃からの体制を整えていきます。

(2) 災害への対応力の強化

各介護事業所の状況に応じた災害に備えて、「高知県社会福祉施設防災対策指針」 に基づいた適切なマニュアル作成、訓練の実施などについて引き続き支援を行い、 事業所の災害対応力の強化を図ります。

■現状と課題

業務継続計画策定のための研修を令和4(2022)年度に行いました。 課題として、事業所ごとに災害対策、特に地域との連携の取り組みにばらつきが みられます。

■今後の取組

引き続き「高知県社会福祉施設防災対策指針」に基づいた適切なマニュアル作成、 訓練の実施などについて支援を行い、加えて地域全体での対策を行えるよう運営指 導や運営推進会議などで助言を行います。

2 要配慮者対策、福祉避難所における対応

災害時の対応として、要配慮者への支援、福祉避難所の指定などを引き続き行っていきます。

要配慮者全員を受け入れできる福祉避難所を確保し、適切な福祉避難所運営を図ります。

■現状と課題

令和 3(2021)年に新規に福祉避難所の指定を行いましたが、設営訓練はコロナ禍もあり実施できていません。

コロナ禍により、住民の防災意識高揚の機会となる防災学習会や地域の防災訓練、地域住民が連携した取り組みなどが少なかったことで、地域防災力の低下を懸念しています。地域によっては、訓練等参加者の高齢化や訓練内容のマンネリ化など課題を抱えており、若い世代などの新たな参加者の呼び込みが急務となっています。ただ、令和5(2023)年度からは、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことで、地域の訓練などが徐々に再開され、新たな情報も取り入れつつ、地域の防災活動の活性化に取り組み始めています。

避難行動要支援者台帳の整備に関しては、災害時の要支援者の避難を支援するため、例年と同様に台帳を市で作成して、地区や自主防災組織、民生委員など関係機関に配付しています。令和5(2023)年度においては、制度開始から 10 年以上経過したことから、当該制度の本質的な内容を理解いただくため、民生委員総会の場で制度説明の時間を割き、地域での支援の大切さや台帳の活用方法などの説明を行いました。

福祉避難所の指定については、計画期間中は令和3(2021)年度の1件で、福祉避難所へ避難すると想定される要配慮者数を上回る受入人数を確保できています。今後も関係課や関係団体と協議・調整し、新たな福祉避難所の指定や、災害時の協力体制の構築、避難所開設訓練なども定期的に実施するなど、引き続き連携していきます。

■今後の取組

地域防災力を高めるために定期的な防災学習会や防災訓練を開催し、実施内容に 変化をつけることで住民を飽きさせないような工夫をしていきます。

少しでも新たな参加者が増えるよう、広報や SNS 等を通じて住民に広く周知していきます。

要支援者台帳の活用方法などについて理解していただくため、引き続き説明の場を設け、地域支援の大切さを伝えていきます。

福祉避難所の指定、訓練の実施に向けて、関係課や関係団体等と調整を行っていきます。

I 重層的支援体制整備

これまでは高齢者福祉や障害、子育てなどの分野ごとに、課題を持つ方への支援 を行ってきましたが、複合的な課題を持つ方やその家庭へ各分野で協働して支援を 行います。

■現状と課題

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、全国的に8050問題をはじめとする複雑化、 複合化した支援ニーズへの対応が課題となっており、高齢者の施策だけでは課題の 解決が難しくなっています。

■今後の取組

これまで高齢者の施策として取り組みを行ってきましたが、2以下の施策において、重層的支援体制整備事業として、今後はその他の分野とも連携して課題の解決に取り組みます。

また、その他の施策についても多機関協働事業を活用し、他の分野との連携を行います。

2 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業は、医療・介護のサービス提供のみならず、市が中心となり、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者が安心して暮らし続けられる体制づくりを整備します。

【地域包括ケアシステムの構成要素のイメージ】



資料:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)

(1) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、平成 27 (2015)年度から生活支援コーディネーターを2名配置し、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、関係機関との連携を図りながら活動しています。

コーディネート業務として、地域に不足するサービスの創出、地域資源の見える化、 サービス・支援の担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保、地域の支 援ニーズとサービスの提供主体の活動とのマッチング等、関係者間との情報共有を図 りながら、サービス提供主体間との連携体制づくりを行うことなどがあげられます。

■現状と課題

市が定める圏域(協議体の単位)ごとの活動や関係機関が開催する個別のケース 検討会においてあげられた地域の課題を把握し、また、多様な関係機関との協議を 通してネットワーク化を図りながら、高齢となっても住みやすい地域づくりにつな げる活動を展開しています。

コーディネーターの活動の中で得られる関係者からの情報を集約し、在宅で安心して生活できるための食や生活支援・交通・医療情報等をまとめた「四万十市高齢者在宅生活ガイドブック」を作成したほか、高齢者の食の確保として地域と移動販売業者とのマッチング、誰でも参加できる体操の集まりを地域とともに創出しました。また、地域の介護予防活動を支援する講座の開催や DVD 作成などを行い、地域活動継続の支援を行いました。その他、介護保険サービス外の生活支援を行う有償ボランティア「くらし助け愛隊」を組織し、生活支援の多様な担い手の確保につなげています。

課題として、生活支援サービスの担い手が少なく、ニーズへのマッチングが不十分な状況がみられているため、よりよい担い手育成・活動につながるようなしくみづくりの検討が必要です。また、地域や民間事業者を巻き込んでの地域の支え合い、地域づくりが必要です。

■今後の取組

生活支援サービスの担い手を増やしていけるよう、研修の開催や登録・マッチングの取り組みを検討します。また、地域における支え合い活動を充実させられるよう、地域づくりに関する講演会等を実施し、自主的な活動、取り組みの充実を図ります。

生活支援サービス

	第	8期実績値	Ĺ	第 9 期計画値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
生活支援サービス等 担い手の登録者数(人)	I	25	28	40	45	50	

[※] 生活支援サービス等担い手の登録者数は、訪問型サービスA、介護サービス施設への補助員、生活 支援の有償ボランティア等への担い手として、事業所や団体へ登録した者の人数を集計

(2)協議体(四万十市生活支援等サービス体制整備推進会議)の設置

多様な主体による多様な取組を効果的に提供できるよう、生活支援コーディネーターを組織的に補完するものとして「協議体」を設置しており、「協議体」単位において、地域の課題やニーズ等の定期的な情報の共有、連携強化・協働することによりさらに体制整備の推進が図られています。

■現状と課題

生活支援コーディネーターの活動を組織的に支援し、多様な主体間の情報共有や協働により資源開発を推進するため、社会福祉協議会やNPO法人、社会福祉法人、医療機関、地域組織や団体、介護サービス事業者等の多様なサービス提供主体の委員で構成される「協議体」を、市全体と地域単位において、それぞれに取り組みを推進しています。

ア 第 | 層協議体においては、市が主体となり、定期的な情報の共有・連携強化の場となるよう、市全域を | 圏域として「四万十市生活支援等サービス体制整備推進会議」を設置しています。

令和4(2022)年度は4回開催し、早期に適切な支援につなげるために、高齢者の情報を関係機関で適切に情報提供できるよう「見守りシート」を作成しました。民生委員や民間事業者等へ周知を行い、気になる人についての情報提供を依頼するなど、関係機関との連携を図る機会となっています。

イ 第2層協議体(第2層推進会議)は、旧中学校単位である 12 圏域において、住民を主体とした協議体が設置されており、身近な地域課題の抽出と解決に向けたアイデアを出し合い実践する場として、各圏域ごとに3か月に1回程度開催し、必要とされる取り組みを住民との協働で展開することで、「自助」・「互助」の支え合いの意識の醸成にもつながるよう活動しています。

課題として、生活コーディネーターと同じく、よりよい担い手育成・活動につながるような取り組みの検討が必要です。また、地域や民間事業者を巻き込んでの地域づくりが必要です。

■今後の取組

生活支援サービスの担い手を増やしていけるよう、研修の開催や登録・マッチングの取り組みを検討します。また、地域における支え合い活動を充実させられるよう、地域づくりに関する講演会等を実施し、自主的な活動、取り組みへと促します。

第1層推進会議(政策的な取り組みについて検討)

※協議体委員構成:健康福祉委員会代表者、民生委員、医療機関、NPO団体、薬剤師会、介護サービス事業者、社会福祉協議会、あったかふれあいセンター、幡多福祉保健所等

第2層推進会議(地域の実情に応じた活動について検討)

	第8期実績値			第9期計画値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
実施回数(回)	12	19	52	60	60	60	

※協議体委員構成:地域住民等

3 地域介護予防活動支援事業

以下の支援活動を行っています。

- ①健康・福祉地域推進事業
- ②健康づくり講座の開催
- ③フレイル予防活動
- ①~③の取り組みを行うことで、地域で主体的に健康づくりや介護予防活動が展開できるよう支援するとともに、介護状態とならないために介護予防の意識の醸成を図れるよう継続して実施します。

前期高齢者やさらに若い方に対して活動を広めるため、介護予防と健康推進の一体化も検討します。

①健康・福祉地域推進事業

	Ş	88期実績個	直	第 9 期計画値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
実施団体数(団体)	54	99	101	102	103	104	

※実施団体:地区健康福祉委員会

※健康·福祉地域推進事業

(p74、「施策方針6 複合的な課題を持つ方への支援、4 健康・福祉地域推進事業」を 参照)

②健康づくり講座の開催

■現状と課題

令和5 (2023) 年度より、健康づくりサポーター養成講座から、「健康づくり講座」に名称を変更しました。地区健康福祉委員会の代表者や世話人だけでなく、集まりの場を運営している方や興味のある方を対象とし、健康づくりの意識を高めるとともに、集まりの場に学びを持ち帰り、伝え広げることを目的に開催しています。年2~3回、健康づくりや介護予防に関する講話と実践内容をセットにして開催しており、事業のアンケートにおいて「学んだことを集まりの場で活用できている」と回答した割合は高く、集まりの場における活動の充実につながっていますが、参加人数が徐々に減少していることが課題としてあげられます。

■今後の取組

年間5回程、様々なテーマで開催し、選択制で参加することで、参加者や男性の 参加も促していきたい。

③フレイル予防活動

養成講座を受講したフレイルサポーターによるフレイルチェック活動を通じて、フレイル予防の普及啓発を行うものです。この活動は令和3(2021)年度より実施しています。

- ※フレイルサポーター:フレイル予防 を啓発するボランティア団体。
- ※フレイルチェック活動:フレイルサポーターが市内の集いの場に出向き、フレイルの兆候をスクリーニングし、フレイル予防を啓発する活動。



<フレイルチェック活動の風景>

■現状と課題

令和3(2021)年度より、フレイルサポーターを養成し、フレイルサポーターとともに、フレイルチェックを通じてフレイル予防の啓発活動を展開しています。 月に I ~ 2 回の頻度でフレイルチェックや勉強会、話し合いを行いながらスキルアップも図っています。また、イベント等の機会を活用し、フレイル予防の周知活動を展開しています。

今後は、西土佐地域への展開について検討しています。

■今後の取組

より多くの参加者が得られ、さらにフレイル予防の啓発につながるよう、周知・ 啓発を行っていきます。

西土佐地域での活動方法も検討していきます。

フレイルサポーター活動

	É	第8期実績個	直	第9期計画值			
	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	
養成講座 開催回数(回)	I	-	1	2	2	2	
養成者数 (人)	19	10	8	20	20	20	
チェック活動(回)	4	8	8	10	10	10	
チェック者数(延人)	53	131	90	130	130	130	

4 健康・福祉地域推進事業

「介護予防、健康推進事業」と「支え合いの地域づくり事業」を地区健康福祉委員会に委託する形で実施しています。

【介護予防、健康推進事業】

介護予防のための運動や学習会、地域内の住民に対する特定健診・各種がん検 診の受診促進を実施しています。

【支えあいの地域づくり事業】

地域内の独居高齢者、障害者、子育て家庭等の支援を必要とする家庭の見守り 活動や生活支援を実施しています。

■現状と課題

地区の健康福祉委員会の組織数は減少しています。

未設立地区へ行った健康福祉委員会についてのアンケートをもとに、令和 3 (2021)年には事業説明の希望があった地区へ出向き、組織の立ち上げ支援を行いました。

旧中学校区単位での意見交換会を開催し、それぞれの地区の活動状況について 情報共有を行ったり、活動を行っている地区の負担軽減のため、事務手続きの簡素 化をはじめとした要綱改正を行います。

コロナ禍での活動休止や参加者・世話人の高齢化、参加者の減少などが要因で、 活動継続が困難な地区が増えています。新規参加者を増やす取り組みや、担い手育 成が急務となっています。

■今後の取組

今後、活動が継続できるように、事業実施者の負担を減らし、取り組みやすい環境を整備していきます。各地区の状況に応じた活動をそれぞれで自立して行えるよう支援を行います。

健康・福祉地域推進事業

	第	88期実績個	直	第 9 期計画値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
地区健康福祉委員会設立数	113	110	107	108	109	110	
介護予防、健康推進事業 実施団体数	110	108	105	106	107	108	
支えあいの地域づくり事業 実施団体数	82	80	83	85	86	87	

<参考>地区健康福祉委員会への委託料

	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
介護予防、健康推進事業(千円)	13,288	14,060	15,110
支えあいの地域づくり事業(千円)	2,508	2,441	2,466

5 地域包括支援センターの総合相談・支援事業

(p77、「基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進、施策方針 I 地域包括支援センターの機能強化、3総合相談・支援事業」を参照)

基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策方針 | 地域包括支援センターの機能強化

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの中核機関として、地域包括支援センターの役割は重要です。 地域包括支援センターの機能強化として、支援を必要とする高齢者やその家族を 支援する介護支援専門員の資質向上と、関係職種同士の協働に係る体制づくりのた め、介護支援専門員の連絡会や研修会、ケース会議等を実施します。

■現状と課題

高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの中で重要な役割を占めており、その業務は包括的継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント業務、認知症施策、在宅医療・介護連携推進事業、総合相談支援業務、地域ケア会議など多岐にわたっています。

地域包括支援センターは会計年度任用職員が多く、毎年人の入れ替わりがあり体 制が整わないのが課題です。

■今後の取組

関係機関と連携して、地域包括ケアシステムの中核機関としての機能強化に努めます。

地域包括支援センターへの期待や業務が増大する中、センターの業務負担軽減と 質の確保として、居宅介護支援事業所を、要支援者を対象として介護予防サービス 計画の作成・介護予防ケアマネジメントを行う介護予防支援事業所として指定でき るようになりました。ただし、本市においてはこれまでも当該業務を居宅介護支援 事業所に委託して行ってきましたので、必要に応じて指定を行うことを検討します。

2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

支援を必要とする高齢者を支援する介護支援専門員の資質向上と、関係職種同士の協働に係る体制づくりのため、介護支援専門員の連絡会や研修会、ケース会議等を実施します。

地域ケア会議を定期的に開催し、個別ケースの検討を通して地域課題の把握に努めます。また、介護支援専門員の資質向上のため、ケース検討会や研修等を開催します。

■現状と課題

地域ケア会議を月 | 回開催し、介護支援専門員に事例提供してもらい、支援の方法等について検討しています。また、介護支援専門員の事例検討会、スーパービジョン、研修等を開催し、介護支援専門員の資質向上を目指しています。令和3(2021)年6月に四万十市介護支援専門員連絡会を設立し、年に | 回総会を開催して、介護支援専門員の資質向上、情報交換の場をもつようにしています。

新型コロナウイルス感染症の流行のため、思うように研修会が開催できませんでした。介護支援専門員で新たに就業する人が少なく、介護支援専門員の不足が憂慮されています。

■今後の取組

高齢者個々の状態に応じた適切かつ包括的・継続的な支援が行われるよう、主治 医と介護支援専門員、関係機関相互の連携ならびに多職種協働の体制づくりを行っ ていきます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	第	88期実績個	直	第9期計画値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
地域ケア会議(回)	23	15	15	12	12	12	
C型カンファレンス(回)		12	12	12	12	12	
ケアマネジャー連絡会·研修会 開催回数 (回)	9	7	7	10	10	10	
ケアマネ支援等ケース会議 開催回数(回)	13	13	13	13	13	13	
個別相談 対応回数(回)	21	15	15	20	20	20	
その他会議 開催回数(回)	112	124	150	150	150	150	

※個別相談:ケース対応における助言、同行訪問等

3 総合相談・支援事業

高齢者の相談窓口としての周知を図るとともに、あったかふれあいセンターや社会福祉協議会、地区健康福祉委員会などによる見守り活動や訪問活動と連携し、支援が必要な高齢者の早期発見、早期対応に取り組みます。

第4章 施策の展開

■現状と課題

高齢化率の上昇に伴い独居高齢者、認知症高齢者、親族の支援が受けられない高齢者が増加しており、相談内容も多岐にわたっています。本人からの相談だけでなく、家族、近所の人、民生委員、病院、ケアマネなどから様々な相談が寄せられています。年々相談件数は増加しており、令和4(2022)年度は826件の相談がありました。介護に関する相談が最も多くなっており、医療・介護連携に関する相談も増えています。内容によって情報提供、関係機関と同行訪問、他機関につなぐなどの対応をしています。

■今後の取組

対応力強化として、相談支援体制の充実の再検討を図るとともに、ニーズ調査において、認知症に関する相談窓口を知らない方が過半数を超えていたことから、相談窓口としての地域包括支援センターの更なる周知を図ります。また、地域住民や関係機関と連携を強化し、支援が必要な高齢者の早期発見・早期対応を図ります。

新規相談実人数

	第	88期実績個	直	第 9 期計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
新規相談実人数(件)	591	550	560	570	570	570

<参考>相談区分別新規相談件数(延件数)

相談区分	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
認知症に関する相談	82	70	80
介護に関する相談(居宅のみ)	121	161	160
介護に関する相談(施設のみ)	40	31	35
介護に関する相談(介護予防・生活支援)	38	33	35
介護に関する相談(その他)	303	293	300
権利擁護に関する相談	45	53	50
医療・介護連携に関する相談	63	119	120
その他(医療に関する相談含む)	101	66	60
合計件数	793	826	840

4 権利擁護事業

権利擁護については、権利擁護に関するリーフレット(成年後見制度・高齢者虐待防止)等の活用、地域包括支援センター職員によるミニ講座、研修会の開催、等により周知・啓発を行います。また、必要に応じて各専門職や関係機関と協力し、日常生活自立支援事業や成年後見制度、各種サービスの活用につなげる等、関係機関との連携にも取り組んでいます。

(1) 高齢者虐待の防止・対応

高齢者虐待に対する意識の向上を図るため、市のホームページへの記事の掲載、 地区健康福祉委員会や地区の老人クラブ、関係機関の勉強会の場等での地域包括支援センター職員によるミニ講座の実施等により周知・啓発を行います。

また、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有と各機関の役割を確認し、対応力の向上を図ります。

■現状と課題

市ホームページへの記事掲載、リーフレットの活用、ミニ講座等において周知・ 啓発を行うとともに、個別の相談に対しては必要に応じて各関係機関と協力しなが ら対応を行っています。

高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応のためには今後も周知・啓発を継続していく必要があるとともに、高齢者虐待への対応についても各関係機関との連携が不可欠であるため、関係機関とのネットワークの構築、連携強化を図っていく必要があります。

■今後の取組

高齢者虐待に対する市民の意識の向上を図るため、広報誌やリーフレット、市ホームページ、ミニ講座、研修会等を活用しながら、引き続き周知・啓発を行います。家族介護者支援も継続し、高齢者虐待防止に努めます。

また、高齢者虐待防止ネットワークの機能を活かし、関係機関と連携しながら、 高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、対応力向上、連 携強化を図ります。

事業者に対しては、職員のストレスケアとして、県が介護職員向けの相談窓口を 設置しているためその周知を行うほか、ストレスケアを含めた高齢者虐待防止研修 を行います。

高齢者虐待に係る相談内容の)内訳	訳	の内	容ℓ	内	談	相	る	係	:15	待	虐	渚	高崩	
---------------	-----	---	----	----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	----	--

	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
虐待に関するもの(件)	16	17	15
金銭管理に関するもの(件)	14	34	30
消費者被害に関するもの(件)	0	1	0
その他(件)	15	1	I

[※]令和4年度から集計方法が変更となっています。

第4章 施策の展開

(2) 成年後見制度の活用の促進

成年後見制度の利用促進に向けて、福祉事務所と連携し市にネットワークの中核機関を整備するとともに、高齢者福祉に関わる関係機関と協議会を形成し、連携を強化しながら、制度の利用促進を図っています。

また、市のホームページへの記事の掲載や研修会、ミニ講座の開催により制度についての周知を図るとともに、より活用しやすい制度とするため、助成金等の要綱の見直しを図ります。

■現状と課題

令和3 (2021) 年度に中核機関及び四万十市成年後見制度利用促進協議会(事務局は福祉事務所)を設置しました。市ホームページへの記事掲載、リーフレットの活用、ミニ講座、研修会の開催等において成年後見制度の周知を行うとともに、個別相談に対しては、情報提供、申立の支援、市長による申立、等にて対応しています。

成年後見制度の利用促進のためには今後も周知・啓発を継続していく必要があるとともに、後見業務に関する相談への対応については、実際に後見業務を担っている各専門職や関係機関の協力を要するため、今後も連携強化を図っていく必要があります。

■今後の取組

広報誌やリーフレット、市ホームページ、ミニ講座、研修会等を活用しながら成年後見制度の周知を継続するとともに、四万十市成年後見制度利用促進協議会を活用し、対応力向上、関係機関との連携強化を行い制度の利用促進を図ります。

また、より利用しやすい制度とするため、適宜、市の成年後見制度に関する要綱の見直しを行います。

成年後見申	立支援件数及	び相談件数

	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
市長申立支援(件)	6	6	6
親族申立支援(件)	0	0	0
相談のみ(件)	8	28	25

5 地域包括支援センターの業務評価

地域包括支援センターの運営について定期的に評価を受け、公正・中立・円滑・適正な運営及び機能強化を図るため、地域包括支援センター運営協議会を開催します。

■現状と課題

地域包括支援センター運営協議会を年 I 回開催し、地域包括支援センターの事業報告、収支予算等を委員に周知し、意見をもらっています。

■今後の取組

年に I 回、地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの 適正な運営及び機能強化を図ります。

また、効果的な運営の継続を図るため、PDCAサイクルを充実させ継続的な評価・点検の取り組みを強化します。

運営協議会の開催

	第8期実績値			第 9 期計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
開催回数(回)	2	1	1	1	1	1

※令和3(2021)年度は、2回とも書面開催。

施策方針2 地域ケア会議の充実

I 地域ケア会議の充実

地域包括支援センターにおいて、多職種協働による個別事例の検討を行う地域ケア会議を開催し、ケアマネジメントへの支援及びサービスの適正化に取り組んでいます。

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、多職種で個別事例の検討を行い、専門職の資質向上とともに地域のネットワーク作りや地域課題の 把握に取り組みます。

■現状と課題

月 I ~ 2回、地域ケア会議を開催し、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士、生活支援コーディネーター、主任介護支援専門員をアドバイザーとして依頼しています。新規要介護認定 I のケース、軽度者レンタル、同居ヘルパー、通所型サービスCのケースなどの検討を通して、地域課題を明らかにし、関係者間で課題の共有と検討を行っています。

居宅介護支援事業所からは、要介護認定 | のケースを出してもらっていますが、約8割が認知症のケースとなっており、自立に向けた具体的な目標設定がしにくい状態ですが、個別ケースの検討を通して、共通した地域課題を明確化し、課題解決に必要な資源等の開発につなげる必要があります。

■今後の取組

個別ケースの検討を行うことで、介護予防ケアマネジメントにおける資質の向上を図ること、また、地域に不足しているサービスや深刻化が予測される地域課題を明らかにし、必要な関係機関や専門職との連携体制の推進を図ります。

地域ケア会議

	第8期実績値			第 9 期計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
開催回数(回)	23	15	15	12	12	12
専門職数(職種)	8	8	7	8	8	8

※検討事例:同居家族がいる場合の生活援助サービスの提供、軽度要介護認定者への福祉用具貸与の 可否 等

※専門職:主任介護支援専門員、社会福祉士、生活支援コーディネーター、保健師、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、管理栄養士

施策方針3 在宅医療・介護連携の推進

例年、多職種連携による支援体制構築のため、医療関係者と介護関係者、生活支援 サービス事業所関係者等を対象とした研修会を、黒潮町と共催で開催してきました。 今後は、介護支援専門員調査において要望の多かった医療関係者と介護関係者の 協議の場づくりにも取り組み、多職種連携による切れ目のない医療と介護の連携体 制の強化を図ります。

■現状と課題

多職種連携による支援体制を構築するため、地域医療・介護資源の把握、多職種連携のための研修会等を幡多福祉保健所及び関係市町村と連携しながら実施しています。口腔ケア研修会や医療・介護従事者向け研修会のほか、住民向け講演会などによる地域住民への普及啓発も行っています。

切れ目のない医療と介護の情報提供体制構築のためには、医療・介護関係者の理解と協力を得ながら取り組むことが重要です。アンケートをもとに、研修会のテーマとして「専門職と協力したリハビリ・機能訓練」や「ケアチームで取り組む認知症対応」など、多職種連携の必要性が高いものを取り上げています。

研修会の開催などにより、医療と介護の連携を推進していますが、連携のための課題は様々あり、全ての課題解決には至っていません。今後も継続して多職種連携のための研修会や普及啓発を継続して行う必要があります。

■今後の取組

医療関係者や介護関係者を対象に実施している在宅医療・介護連携推進研修会については、口腔ケア研修会は引き続き実施し、医療・介護従事者向け研修会は平成28(2016)年度からの実施で必要なテーマについて取り上げる事ができたためいったん終了とし、効果の検証を行います。

また、あわせて、介護支援専門員から要望のあった、医療関係者と介護関係者の協議の場を準備し、医療・介護連携の仕組みづくりに取り組みます。

住民向け講演会については効果的な講演テーマや実施方法を検討していきます。

在宅医療·介護連携推進研修会

	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
研修回数(回)	0	1	2
参加者数(人)	0	45	80

[※]令和3(2021)年度は感染症防止のため中止

住民向け講演会

	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
講演会実施数 (回)	0	1	1
参加者数(人)	0	24	25

※令和3(2021)年度は感染症防止のため中止

施策方針4 認知症施策の推進

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を応援してくれる人を増やすため「認知症サポーター養成講座」や各種研修、講演会を地区健康福祉委員会や学校等で開催しています。

家族の方への支援のため、隔月開催の「認知症家族の会」の相談会、月 I 回開催の「認知症カフェ」に関する周知活動等を行っています。

また、認知症の早期発見と適切な対処のため、認知症が疑われるものの、必要な治療やサービスを受けていない人を対象に、認知症疾患医療センターと連携し、後日の受診勧奨や継続的な見守り活動を行います。

さらに、認知症に関する相談体制の充実に取り組み、広報誌や認知症市民講座での 周知によって、認知症対策及び認知症に関する相談窓口の認知度を上げていきます。

Ⅰ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座を開催しています。令和2(2020)年度からは、市役所職員、市議会議員のほか、市内の小中学生にも対象を拡大して講座を開催し、認知症への理解促進を図りました。

■現状と課題

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を応援する「認知症サポーター」の養成講座を、市内の小中学校や地区健康福祉委員会、金融機関等の事業所、看護学校で開催しています。

認知症サポーター養成講座は、主に地域包括支援センター職員が講師として実施 していますが、関係機関や一般市民の「認知症キャラバンメイト」の参画が少ない ことが課題です。

■今後の取組

関係機関や一般市民の認知症キャラバンメイトが講師として活動できる場を広 げられるよう取り組んでいく必要があります。

認知症サポーター養成講座

	第8期実績値			第9期計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
開催回数(回)	13	7	5	7	7	7
参加延人数(人)	288	248	200	230	230	230

2 地域での見守り体制の整備

認知症の方が住み慣れた地域で生活を続け、介護者である家族の負担を軽減できるよう、地区健康福祉委員会での「支えあいの地域づくり活動」や、「認知症サポーターの養成講座」の実施等の取り組みを行っています。

認知症サポーター養成講座を通して、多くの方に認知症を正しく理解し、支援が必要な方に対して見守りや声掛けができるような共生の地域づくりに取り組んでいます。

■現状と課題

認知症の方を見守ることができるネットワークの構築を進めるため、地域の方に「認知症サポーター養成講座」等を通じて認知症への理解を深めていただくとともに、地区健康福祉委員会での「認知症講座」を開催しました。

認知症の方を地域で見守ることができるネットワークを構築するため、地域の方に認知症について正しく理解してもらえるよう、認知症サポーター養成講座を継続して実施します。

■今後の取組

認知症の方を地域で見守るネットワークづくりの一つとして、認知症高齢者等見守りシール交付事業を実施しています。その申請時に顔が分かる写真を提供いただき、徘徊時に早期発見できる仕組みの充実と普及に努めます。

3 認知症ケアの質の向上

認知症の方を介護している家族等や医療・介護関係者が認知症ケアについて学べる機会を提供し、認知症ケアの質の向上を図ります。

■現状と課題

認知症重度化予防実践塾と認知症市民講座を継続して実施していますが、実践塾については一通り事業所に受講してもらうことができ、参加者のほとんどの認知症状が軽減するなど、効果がでており、家族と多職種間の連携による望ましいケアにつながっています。

■今後の取組

一通りの事業所に受講してもらうことができたため「認知症重度化予防実践塾」 については終了し、医療・介護関係者と家族や地域が共に学ぶことができる機会と して、「認知症市民講座」を継続して実施していきます。

認知症ケアの質の向上(認知症市民講座)

	第8期実績値			第 9 期計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
開催回数(回)	1	1	1	1	1	1
参加延人数(人)	16	75	50	100	100	100

4 認知症の人と介護者への支援

認知症ケアの質の向上や、介護者の負担軽減を図るため、「四万十市認知症の人と家族の会(たんぽぽの会)」について、広報への活動内容掲載やチラシの配布による広報活動を行っています。また、月に | 回開催している、家族の会が主催する認知症カフェに参加し、相談業務を行っています。

■現状と課題

介護者の負担軽減や認知症ケアに対する意識の向上を図るため、認知症の方やその家族が、日々の不安や悩み、戸惑いなどを共有する場を提供する「四万十市認知症の人と家族の会(たんぽぽの会)」の活動を支援しています。

隔月に開催している定例会について、広報への掲載やチラシ配布等による広報活動を実施し、また年に I 回開催している西土佐地域での交流会開催のため、市所有のバスの手配等の支援を実施しています。

また、月 I 回開催されている「たんぽぽの会」と、あったかふれあいセンターの 共催による認知症カフェについては、チラシ配布等による広報や運営への助言を 行っています。

定例会については、会員の参加がほとんどであり、認知症カフェについては、参加者の固定化がみられ、新規の参加者が少ないのが現状です。

■今後の取組

「四万十市認知症の人と家族の会(たんぽぽの会)」の活動を広報やチラシ等で 周知するなど、積極的に支援します。また、たんぽぽの会が定期的に開催する認知 症カフェにおいて、相談業務を行い、介護者の負担軽減に努めます。また、たんぽ ぽの会会員が認知症の方やその家族を訪問し、これまでの介護経験を活かした相談 対応ができるように支援します。

5 認知症ケアパス(認知症のしおり)の普及

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、「いつ」「どこで」「どのような」支援を受ければよいか理解できる「認知症ケアパス」を令和元(2019)年7月に作成しました。窓口や各種研修会等での配布や市ホームページへ掲載し、周知を行っています。



<四万十市 認知症のしおり>

■現状と課題

作成したケアパスを窓口や認知症サポーター養成講座で配布したり、市ホームページに掲載して周知を行っています。

市のホームページのURL: https://www.city.shimanto.lg.jp/soshiki/10/3320.html



■今後の取組

ケアパスについて多くの方に知ってもらうため、研修会等で配布し、今後も広く 周知を行っていきます。

6 認知症地域支援推進員

地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を3名配置し、認知症疾患医療 センター等の関係機関と連携し、認知症支援体制の構築に取り組むとともに、「四 万十市認知症の人と家族の会(たんぽぽの会)」が行う認知症カフェの運営及び相 談業務実施による支援を行っています。

■現状と課題

地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を設置しており、認知症疾患医療センターをはじめ、各関係機関と連携した支援体制の構築に取り組んでいます。 認知症地域支援推進員は、地域包括支援センターの職員が兼務しており、相談業務等他の業務に携わる必要があり、認知症地域支援推進員として、十分な活動ができていない状況にあります。

■今後の取組

認知症疾患医療センターをはじめとする医療機関や介護サービス事業所、地域の 支援機関等をつなぐ連携支援や、「四万十市認知症の人と家族の会(たんぽぽの会)」 との連携による相談業務を実施していきます。

7 認知症初期集中支援チーム

平成29(2017)年より「四万十市認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症が 疑われる人について、認知症疾患医療センターと連携し、同行訪問の実施や支援方法の 協議を行っています。

第4章 施策の展開

■現状と課題

令和3(2021)年度は3名、令和4(2022)年度も3名、令和5(2023)年度は4名に対し訪問を行い、必要な医療や介護サービスにつなげることができました。

高齢者の増加や高齢化率の上昇に伴い、認知症の人が増えていくことが予想される中、必要な治療やサービスに結びついていない方の把握に努め、認知症疾患医療センターと連携し医療機関の協力を得ながら支援しています。

■今後の取組

認知症の早期発見・早期治療に向けて、認知症初期集中支援チームの活動を継続的に行っていきます。

認知症初期集中支援チーム

	第8期実績値			第 9 期計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
訪問支援対象者数(人)	3	3	4	4	4	4

8 本人発信の支援

認知症の方やその家族に対する一方的な支援ではなく、双方向のやり取りが重要なため、認知症の方本人が発信できる場を提供します。

■現状と課題

「四万十市認知症の人と家族の会(たんぽぽの会)」の定例会や認知症カフェに 認知症の方の参加もあり、直接本人から話を聞くことができており、本人の発信の 場となっています。

認知症の人やその家族に対する一方的な支援だけでなく、双方向のやり取りを大切にしています。

■今後の取組

認知症の方本人の発信を支援する「本人ミーティング」の開催について検討します。

9 難聴と認知症予防

近年、難聴が認知症の危険因子の一つであるとも言われており、難聴の方は、人とのかかわりが減少し、引きこもりやフレイル状態にもなりやすいことから、聞こえの状態に問題のある方に専門医等の診断や補聴器等の使用を推奨していきます。

■今後の取組

少し聞こえづらくなったと感じた時期に、適切に耳鼻科を受診し、必要に応じて早めに補聴器等の使用を検討して頂けるよう、認知症予防と聞こえの問題に関する 周知の継続に努めるとともに、高齢者補聴器購入費助成制度を設けます。

また、アンケート結果から、補聴器を持っているが使用していない人の割合が 10.4%と高くなっており、補聴器を継続的に使用していくことの必要性を含め、 認知症予防に関する講話を継続していきます。

高齢者補聴器購入費助成

	第8期実績値			第 9 期計画値		
	令和3年度 (2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
助成件数(件)	1	ı	-	30	30	30

施策方針5 高齢者の居住安定に係る支援

経済的な理由などにより、居宅において生活が困難な状況におかれている方が安心して暮らしていけるよう、本人または家族の申請に基づいて、養護老人ホームへ措置を行います。

また、介護が必要な状態になっても、できる限り自宅での生活を継続することができるよう、住まいの改造助成や緊急通報システムの設置等の支援を行っています。

Ⅰ 養護老人ホーム

身寄りがない方や、経済的な理由により居宅において生活を続ける事が困難な状況におかれている方などに対して、養護老人ホームの入所措置を行うとともに、入所費用等の一部を措置費として支出しています。

多機関で連携しながら、措置につなげています。

■現状と課題

身元引受人になってくれないなど、家族がいても関わりを拒否されるケースが増えてきている状況です。

■今後の取組

多機関で連携しながら、安心して自立した生活が送れるよう、住まいと日常生活の支援を一体的に実施していきます。

養護老人ホームへの措置

	令和3年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)
措置費(千円)	113,857	125,056	128,736
新規入所者(人)	1.1	1.1	13
退所者(人)	5	8	1.1
計入所者数(人)	53	56	58

2 軽費老人ホーム

西土佐地域に所在する | 施設(定員 19名)があります。

四万十市においては持ち家に住む方が大半であり、必要性は低いですが、多様な 住まいの確保は必要です。

■現状と課題

介護保険法上の指定施設ではないため、要介護認定を受けていなくても入所することができ、独立した生活が困難な 60 歳以上の方などに低額な料金で住居を提供する老人福祉施設となっています。

■今後の取組

高齢者の居住安定に係る支援として、継続して支援をしていきます。

3 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

第8期計画において、住宅型有料老人ホーム I 施設が別のサービスへの転換を検討しておりましたが、運営法人の変更のみで、サービス種別はそのままとなっています。 2 施設(定員 45 名)から変更はありません。

■現状と課題

全国的に有料老人ホーム等で、適切な検討を行うことなく併設の介護保険サービスを過剰に提供するなど、介護保険サービス提供のあり方が問題となっています。

■今後の取組

四万十市においても、ケアプラン点検等で適切なサービス提供に向けて取り組み を行います。

4 自宅居住者への支援

(p61、62「基本目標 | 介護予防の推進・生活支援体制の充実、施策方針 4 在宅生活支援 サービスの充実、3あんしんコール事業・4住宅改造支援事業・5高齢者防火用品購入費補 助事業」を参照)

基本目標3 介護保険サービスの充実及び適正な運営

施策方針 | 介護保険サービスの基盤整備と質的向上

I 介護保険サービスの整備

介護保険サービスには、保険者を問わずに利用可能な広域サービスと、原則本市 の被保険者のみが利用できる地域密着型サービスの2種類があります。

将来の高齢者の減少も踏まえ、定員の減少も含めて以下の通り整備を行う予定です。 また、介護人材が不足していることも踏まえ、在宅サービスを中心に、現在整備 を見込んでいないサービス等についても、第9期中の整備について柔軟に対応する こととします。

(I) 広域サービス

①居宅介護支援

介護支援専門員が減少していること、地域包括支援センターの業務が増大していることを踏まえ、居宅介護支援及び介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)サービスの充実を図るため、居宅介護支援事業所の整備を行います。

②訪問入浴

西土佐地域での利用者の減少、及び人材確保困難のため、休止するものです。現 在の利用者については、他のサービスで代替します。

③短期入所生活介護

西土佐地域でのグループホームの整備に伴う定員の減少です。

広域サービス

サービス種別	整備等時期	定員等の 増減	備考(整備内容の見込み)
居宅介護支援	令和6年度 (2024)	約30人増	新規整備(中村地域)
訪問入浴	未定	なし	休止(西土佐地域)
短期入所生活介護	令和7年度 (2025)	5人減	定員の減少(西土佐地域)

(2)地域密着型サービス

①認知症対応型共同生活介護

西土佐地域において、認知症対応型共同生活介護事業所が減少した事、他市町村 の施設に入所される方が一定数いる事を踏まえ、整備を行います。

地域密着型サービス

サービス種別	整備時期	定員等の 増減	備考(整備内容の見込み)
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	令和6年度 (2024)	9 人増	既存施設の増床(西土佐地域)

②その他

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護に関しては、保険者が独自報酬を設定できることとなっています。今後、少子高齢化に伴う人口減少により、介護の担い手や利用者がさらに減ってくると、地域に密着して多機能なサービスを提供する上記のサービスがますます重要となってくると考えられます。

これらのサービスの更なる質の向上、及びサービス維持のために、独自報酬の設定を検討します。

(3) その他

①基準該当サービス

上記サービスのほか、緩和した人員基準でサービスの提供が出来る基準該当サービスについて、手続きの整理を行い、人材が不足していても、サービスの継続が行えるよう対応します。

2 介護保険施設等への指導等

介護保険施設に対しては、介護の質を高め、よりよい運営が出来るように、指定権者が指導を行う事が求められています。四万十市においては、市が指定を行っている地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び総合事業サービス事業所に対し、運営指導と集団指導を行っています。

集団指導は対象の事業者を、一定の場所に集めて講習等の方法により行うこととなっており、介護サービスの取り扱いや制度改正の内容を説明します。集団指導は指針において、年に I 回以上行うこととなっています。

運営指導は、各事業所に訪問するなどして実際の介護現場や書類等を確認しなが ら行う指導で、それぞれの事業所につき、6年に I 回以上行うこととなっています。

また、不正請求や高齢者虐待が疑われる場合は、より踏み込んだ監査を行うこと となります。

■現状と課題

指針において定められた回数を実施できていないため、令和5(2023)年度から 6年間の計画を立てて実施しています。

■今後の取組

指針に定められていた回数を実施できるよう、計画的に指導を実施します。また、 指導の実施にあたっては、画一的な実施で事業所の負担が増えないよう、各事業所 の実態に合わせて、利用者の自立支援に資するよう留意して行います。

介護保険施設等への指導等

	第8期実績値			第 9 期計画値			
	令和3年度(2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
集団指導実施数(件)	0	0	1	1	1	1	
運営指導実施数(件)	1	0	2	6	6	4	

施策方針2 介護人材の確保と労働環境改善

Ⅰ 介護人材の確保

介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるなか、介護ニーズの増大に加え、ニーズは複雑化・多様化・高度化しており、生産年齢人口の減少による介護現場における人材不足への対策は喫緊の課題となっています。地域包括ケアシステムをより充実・推進するためにも介護人材の確保や資質の向上、離職防止のための対策等が重要となります。

■現状と課題

本市では令和4年度より介護人材の確保を目的とし、訪問介護員としても従事できる資格取得の機会として「介護職員初任者研修」を開催し、受講者へ介護現場の紹介や就労への促し等も行っていますが、介護現場へ新たに就労する者の割合は少ないのが現状です。また、資格がなくても市が規定する養成講座等を受講することで、指定介護事業所へ登録し生活援助に従事できるしくみとして「いきいき生活応援隊」の養成を行っています。(p51、「基本目標 | 介護予防の推進・生活支援体制の充実、施策方針2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進、 | 介護予防・生活支援サービス事業を参照)

■今後の取組

住民への介護職に対する認知度を高めるとともに、介護現場のイメージアップも 図れるよう、介護との接点が少ない若い世代も含めた広い年代層へ介護職の重要性、 魅力の発信を行っていくことが必要と考えます。

市が開催する「介護職員初任者研修」をより多くの方に受講してもらえるよう、公共職業安定所や社会福祉協議会、学校等の関係機関とも連携しながら広く周知を行い、受講することで介護職のイメージアップや就労意欲につながるよう、受講時の事業所紹介や見学等の機会を提供することに加え、就労時に利用できる制度紹介や相談会の機会など必要な情報の提供も行っていきます。

また、高知県が実施する「介護に関する入門的研修」は介護現場への関心を高める機会であり、本市では生活支援の担い手養成「いきいき生活応援隊」の研修としても位置付け開催しているため、若い世代や働き盛り世代へ向けてもネットを活用した情報発信にも力を入れていきます。そして、県が作成している小学生から高校生向けの「ふくしの仕事」「夏ボラ」等の媒体による周知協力も行っていきます。

多様なニーズにも対応できるよう、多様な主体によるサービス提供のしくみづくりとして、社会福祉協議会が実施している有償ボランティア「くらし助け愛隊」の充実を図れるよう周知協力を随時行っていくこと、さらに、地区や地域単位での些細な困りごとや移動支援のニーズに対し、近隣住民が主体となり支え合いでの支援が提供できるよう、生活支援体制整備事業において社会福祉協議会とも協働し支援提供可能なしくみづくりを検討し、専門的な介護技術を持つ介護職が身体介護等に集中できる環境づくりに努めます。

2 介護人材の資質の向上

質の高い介護を提供するため、介護人材の資質の向上に取り組みます。

■現状と課題

地域包括支援センターの職員は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など、 専門性に基づく知識や経験を必要とされることから、高知県が主催して行う各種研 修会や現任研修会を利用して資質向上に取り組んでいます。

介護事業所に対しては、介護人材の育成に向けた研修会の実施や、高知県等が主 催する研修会の情報提供を行い、介護保険サービスの資質向上に取り組んでいます。

■今後の取組

今後も引き続き、介護人材の資質向上を目的に、市で研修を実施すると同時に、 高知県等主催の研修会等の情報提供を継続して行い、各職員が自らのキャリアの中 で計画的に受講できるように努め、資質の向上を目指します。

介護職については、初任者研修の継続を含め、現在行っている研修会を充実させます。また、上位資格である実務者研修を実施している事業者の紹介等を初任者研修会講者にも行います。

介護支援専門員向けの市独自の研修等も継続して行うと同時に、サテライト会場 での更新研修が、今後も継続して行えるよう取り組みます。

初任者研修の実施

	笋	88期実績位	直	第9期計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
受講終了者数(人)		12	12	10	10	10
新規就労者数※(人)		3	1	2	2	2

※新たに介護サービス事業所の就労につながった者

3 労働環境改善

介護人材の定着支援としては、生産性向上を支援し、介護職員の負担軽減により 働きやすい環境づくりに努めます。

■現状と課題

介護職員の処遇改善のために創設されている各種加算について、介護事業所が確 実に取得できるよう、制度の周知や書類作成等への支援を行っています。

また、介護職員が受けるハラスメントを含む不安や悩みなどについては、高知県が設置している介護の仕事の相談窓口の広報・周知を行っており、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

さらに、令和5(2023)年度からは指定手続きのオンライン化を開始し、書類 作成の負担軽減にも取り組んでいます。

■今後の取組

引き続き、処遇改善のために創設されている各種加算の取得への支援や相談窓口 の広報・周知に取り組みます。

また、高知県が実施する介護ロボット・ICT導入の補助申請を市が支援するなど、県と連携して介護ロボット・ICT導入支援事業の積極的な活用を促し、介護現場の労働環境や処遇の改善を図り、介護人材の定着に努めます。市においても指定手続きのオンライン化など事務手続きの削減に引き続き取り組みます。

施策方針3 介護給付等費用適正化事業の推進

I 要介護認定の適正化

(1) 要介護認定の調査の事後点検

要介護認定を申請された方に対し、公正・中立な立場で介護認定調査を行うため、認定調査員の資質向上に努め、調査員の勉強会を実施しています。

また、認定調査後には、⑦ 記入漏れの有無、① 選択項目と特記事項の整合性、

労主治医意見書との整合性について事後点検を行っています。

要介護認定の調査の事後点検

	第	88期実績値	直	第 9 期計画値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
調査員勉強会(回)	4	1	1	3	3	3	
直営分の事後点検実施率 (%)	100	100	100	100	100	100	
委託分の事後点検実施率 (%)	100	100	100	100	100	100	

(2) 一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者間の合議体格差の 分析

一次判定から二次判定における介護度の軽重度変更の傾向を確認し、合議体間、 県平均、全国平均の変更率との比較・分析を行い、差がある場合には要因等の検討 を行います。

一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者間の合議体格差の分析

	角	88期実績値	<u>直</u>	第9期計画值		
	令和3年度(2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
比較回数(回)	1	0	0	2	2	2
検討回数 (回)	0	0	0	I	1	1

2 ケアプラン点検

市内所在の居宅介護支援事業所に所属する全ての介護支援専門員を対象に、給付率の高いケアプランの提出を求め、書類点検及びヒアリングによる方法で受給者の状態に適合した計画であるかを確認しています。

第9期においてはこれまでのケアプラン点検に加え、住宅改修や福祉用具に関するプランの点検及び高齢者住宅に入居する方のプランの点検を重点的に行います。

ケアプラン点検

	角	88期実績個	直	第 9 期計画値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
点検計画数 (件)	26	24	25	26	26	26	
過誤対象件数(件)	0	0	0				
給付費返還額(千円)	0	0	0				

3 縦覧点検・医療情報との突合

(1) 縦覧点検

国保連合会に介護事業所からの請求内容で確認が必要と思われるケースの抽出を 委託しており、月々の審査結果で一覧表として出力される次のケースについて、事 前届出の有無を確認し、必要に応じてケア会議の実施や事業所への個別確認を行い ます。

縦覧点検

	笋	88期実績個	直	第9期計画値			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	
要介護認定期間の半数を							
超える短期入所受給者	100	100	100	100	100	100	
一覧確認率(%)							
軽度要介護者への福祉							
用具貸与一覧確認率	100	100	100	100	100	100	
(%)							
居宅介護支援再請求等 状況一覧確認率(%)	100	100	100	100	100	100	

(2) 医療情報の突合

介護事業所からの請求内容と医療情報に関する齟齬の有無の確認、過誤申立書の 作成・過誤処理業務を国保連合会への委託により実施しています。

医療情報の突合

	第	88期実績値	直	第9期計画値		
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
医療情報との突合 実施率(%)	100	100	100	100	100	100

(3) 国保連合会の適正化システムの活用

国保連合会が配布する適正化システムを、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象としたケアプランチェックの対象ケアプランの抽出等に活用し、書類審査の結果必要があると思われる介護支援専門員に対しヒアリングを実施します。

(4) 事業の効果の把握とPDCAサイクルの展開

適正化事業の内容を具体的に把握・検証し、検証結果に基づく事業の評価・見直 しを行うため、高知県が配布するPDCAシートに沿って数値目標を含む実施計画を 立て、事業の実績評価と改善に取り組んでいます。

また、事業の年度ごとの実施状況について市ホームページ又は地域包括ケア「見える化」システムにおいて公表します。

4 介護認定調査

介護保険法に基づき、被保険者からの要介護認定申請に対し、公正・中立な立場 で介護認定調査を行うため、専任の介護認定調査員が調査を実施しています。

5 介護認定審査会の開催

介護認定審査会は申請者が介護保険の給付を受けることが適当かどうか、またその範囲を審査・判定する組織となっており、黒潮町と共同設置し運営しています。 より公平・公正な認定審査のため、審査判定委員を対象とした研修や意見交換会を 実施し、更なる資質の向上に努めます。

介護認定審査会の開催

年度	介護認定審査会 開 催 回 数	審査判	備考		
令和3年度		四万十市	1,876件	審査会委員数	
(2021)	72回(月6回開催)	黒潮町	829件	金里云安貝奴 25名	
		計	2,705件	23/4	
令和4年度		四万十市	1,977件	審査会委員数	
(2022)	72回(月6回開催)	黒潮町	821件	金里云安貝奴 25名	
(2022)		計	2,798件	25石	
令和5年度		四万十市	1,920件	審査会委員数	
(2023)	72回(月6回開催)	黒潮町	864件	金里云安貝奴 25名	
(2023)		計	2,784件	20石	

※委員構成:保健、医療、福祉分野の学識経験者

6 介護認定調査、介護認定審査会のデジタル化

高齢化の進行により、要介護認定申請の増加が見込まれますが、介護認定調査及び介護認定審査会に係る事務に要する時間を短縮させることで、介護が必要な高齢者がより早期に介護サービスを受けることができるようにします。

■現状と課題

介護認定調査に係る事務は調査項目のマークシート記入や特記事項の打ち込み に時間を要しています。また、介護認定審査会に係る事務は、資料の印刷・袋詰め・ 郵送、資料の回収・破棄処分等、時間を要しています。

■今後の取組

介護認定調査及び介護認定審査会にタブレット端末を導入しデジタル化を推進 することにより、介護認定調査及び介護認定審査会に係る事務を効率化します。

要介護認定申請から結果通知までの平均日数の短縮

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(2024)	(2025)	(2026)
平均日数(日)	32	31	30

施策方針4 介護保険制度の普及啓発

高齢者やその家族が介護保険制度に対する理解を深めることによって、介護保険制度の安定的な運営やサービスの円滑かつ適正な利用につなげるとともに、地域包括ケアシステムを中心とした、市全体で高齢者を支える意識を高めていきます。

■現状と課題

現在、広報誌やホームページ、パンフレットなどによる制度の周知や、サービス 利用の具体的な手続の方法など対象者への通知等を行っています。

■今後の取組

65歳以上の第 | 号被保険者に対しては、介護保険証の交付や介護保険料の通知の際に資料を同封し、制度の周知を行っています。

また、引き続き40歳から64歳までの第2号被保険者に対しても、医療保険の保険料にあわせて、介護保険料の徴収が開始される40歳に到達した時期に制度の周知を行います。これにより、第2号被保険者にも、保険料負担をはじめ、制度の主要な支え手であることを理解してもらい、家族などが介護を必要とする状態となった際に、介護保険サービス利用のための申請などを円滑に行っていただくことで、家族の介護負担軽減や介護を理由とする離職の防止にもつなげていきます。

さらに、これらの通知においては、市民全体で高齢者を支えていく意識や、介護 や介護予防を自分事として考えてもらえるよう、内容を検討します。

第5章 介護保険サービスの適正な運営

I 介護サービス別利用者数の見込

各サービス別利用者数並びに給付費を令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までは推計値、令和 12 (2030) 年度は参考値として記載します。

以下の人数、給付費については、 | 年間の見込となっています。

(I) 居宅サービス

①訪問介護

ホームヘルパー(訪問介護員)が居宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

		É	第8期実績値	直	9	参考值		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
訪問介護	人数 (人)	2,376	2,232	2,112	2,016	2,064	2,076	2,124
	給付費 (千円)	122,931	115,920	116,398	117,780	124,073	126,292	128,607

②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

		É	第8期実績値	直	É	直	参考值	
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 12 年度(2030)
訪問入浴	人数 (人)	84	96	72	60	72	72	60
介護	給付費 (千円)	4,509	4,766	3,757	3,082	3,642	3,584	3,017
介護予防 訪問入浴	人数 (人)	0	0	0	0	0	0	0
介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0

③訪問看護/介護予防訪問看護

病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

		É	第8期実績値	<u> </u>	2	第9期計画位	直	参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
訪問看護	人数 (人)	768	792	840	828	876	876	876
则 问有吱	給付費 (千円)	25,343	27,533	27,162	26,220	27,967	27,811	27,523
介護予防	人数 (人)	132	120	96	84	84	84	96
訪問看護	給付費 (千円)	4,273	3,771	3,856	3,759	3,764	3,764	4,316

④訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

			第8期実績値			第 9 期計画値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)	
訪問リハ ビリテー	人数 (人)	660	720	792	768	804	804	804	
ション	給付費 (千円)	24,643	25,262	24,871	22,766	23,983	23,983	23,995	
介護予防 訪問リハ	人数(人)	204	228	276	300	300	300	312	
ビリテー ション	和门具	6,540	6,539	6,945	6,960	6,901	6,901	7,216	

⑤居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

		第8期実績値			2	参考值		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I2 年度 (2030)
居宅療養管理指導	人数 (人)	612	648	732	696	744	780	780
	給付費 (千円)	5,239	5,684	6,706	6,474	6,921	7,243	7,232
介護予防 居宅療養 管理指導	人数 (人)	36	24	36	36	36	36	36
	給付費 (千円)	224	244	330	335	335	335	335

⑥通所介護

デイサービスセンターなどにおいて、日帰りで通所される方に日常動作訓練、入浴、 食事等を提供するサービスです。

		第8期実績値			多	参考值		
		令和3年度(2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
通所介護	人数 (人)	2,280	2,052	1,848	1,728	1,764	1,776	1,800
迎川川吱	給付費 (千円)	199,787	170,016	171,910	170,634	180,304	183,849	182,536

⑦通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所において、日帰りで通所される方に心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションなどを行うサービスです。

			第8期実績値			第 9 期計画値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)	
通所リハ ビリテー	人数 (人)	1,584	1,440	1,356	1,320	1,392	1,404	1,440	
ション	給付費 (千円)	120,053	104,866	108,794	110,870	118,014	118,204	120,433	
介護予防 通所リハ	人数(人)	600	504	516	528	492	504	528	
ビリテー ション	給付費 (千円)	20,448	16,671	16,221	16,204	15,241	15,487	16,224	

⑧短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などにおいて、短期間入所される方に、入浴、排せつ、食事等の 介護、その他の日常生活上の世話、及び機能訓練を行うサービスです。

		Ġ	第8期実績値	直	2	参考值		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
短期入所	人数 (人)	1,092	888	888	840	864	864	900
生活介護	給付費 (千円)	109,652	78,500	71,217	67,013	69,180	68,970	72,518
介護予防 短期入所	人数 (人)	12	12	12	12	12	12	12
生活介護	給付費 (千円)	340	389	423	383	384	384	384

⑨短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院において、短期間入所される方に、医学的管理のもとで、看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を行うサービスです。

		Ś	第8期実績値	<u> </u>	2	6年度 024) 令和7年度 (2025) 令和8年度 (2026) 令和12年 (2030) 96 96 96 96		参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)			令和 I 2 年度 (2030)
短期入所	人数 (人)	168	96	96	96	96	96	96
療養介護	給付費 (千円)	17,461	9,562	9,347	9,413	9,447	9,421	9,421
介護予防 短期入所	人数 (人)	_	_	0	0	0	0	0
療養介護	給付費 (千円)	40	29	0	0	0	0	0

⑩特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者又は要支援者に対して、 施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関す る相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

		Ś	第8期実績値	<u> </u>	É	第9期計画個	<u> </u>	参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 I 2 年度 (2030)
特定施設 入居者生	人数 (人)	1,440	1,452	1,536	1,524	1,560	1,584	1,632
活介護	給付費 (千円)	274,418	276,689	291,740	290,242	298,385	302,828	312,827
介護予防 特定施設	人数 (人)	120	132	132	132	108	108	132
入居者生 活介護	給付費 (千円)	8,782	10,919	10,059	10,201	8,314	8,314	10,214

①福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

在宅での介護に必要な福祉用具(車いす、特殊ベッドなど)の貸与(レンタル)を 行うサービスです。

		Ġ	第8期実績値	直	Ġ	第9期計画個	直	参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
福祉用具	人数 (人)	5,184	4,824	4,848	4,680	4,968	5,028	5,064
貸与	給付費 (千円)	70,071	67,014	67,108	63,471	69,660	70,301	69,377
介護予防 福祉用具 貸与	人数 (人)	1,872	1,860	2,028	2,028	1,932	1,968	2,040
	給付費 (千円)	10,197	10,468	11,015	10,816	10,290	10,462	10,835

②特定福祉用具購入費/特定介護予防福祉用具購入費

在宅での介護に必要な福祉用具(腰かけ便座、入浴用いすなど)の購入費を支給するサービスです。

		Ś	第8期実績値	直	Ś	第9期計画個	直	参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
特定福祉 用具購入	人数 (人)	144	120	216	216	240	240	240
費	給付費 (千円)	3,163	2,761	5,517	5,517	6,155	6,155	6,155
特定介護 予防福祉 用具購入 費	人数 (人)	48	60	96	96	96	96	108
	給付費 (千円)	1,245	1,340	2,210	2,210	2,210	2,210	2,501

③住宅改修/介護予防住宅改修

在宅での介護に必要な住宅改修(手すりの取り付けや段差の解消など)にかかる費用を支給するサービスです。

		É	第8期実績値	直	(2024) (2025) (2026) (2030) 108 108 108 108 9,239 9,239 9,239 9,239		参考值	
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)				令和 I 2 年度 (2030)
住宅改修	人数 (人)	132	120	108	108	108	108	108
任七以修	給付費 (千円)	9,226	7,063	9,239	9,239	9,239	9,239	9,239
介護予防	人数 (人)	72	84	84	84	84	84	84
住宅改修	給付費 (千円)	5,770	6,484	6,548	6,548	6,548	6,548	6,548

(2)地域密着型サービス

①認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護者に対して、認知症対応型通所施設において、日帰りで 入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

		Ś	第8期実績値	直	2	第9期計画位	直	参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
認知症対応型通所	人数 (人)	300	276	300	288	300	300	312
介護	給付費 (千円)	27,187	25,513	33,614	35,768	37,391	37,391	38,962
介護予防 認知症対	人数 (人)	5	0	0	0	0	0	0
応型通所 介護	給付費 (千円)	198	0	0	0	0	0	0

②小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設において、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の 宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。

		Ś	第8期実績値	<u> </u>	2	第9期計画位	直	参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
小規模多機能型居	人数 (人)	336	300	372	396	408	420	420
宅介護	給付費 (千円)	65,351	59,163	68,141	73,593	77,528	78,896	78,896
介護予防 小規模多	人数 (人)	24	60	60	60	60	60	60
機能型居 宅介護	給付費 (千円)	1,555	3,157	3,325	3,371	3,376	3,376	3,376

③認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者に対し、少人数で共同生活を営む住居(グループホーム)で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話などを行うサービスです。

		É	第8期実績値	直	É	第9期計画位	直	参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
認知症対応型共同	人数 (人)	1,596	1,644	1,632	1,644	1,728	1,728	1,812
生活介護	給付費 (千円)	394,614	414,244	423,928	433,274	455,764	455,764	477,815
介護予防 認知症対	人数 (人)	0	12	0	0	0	0	0
応型共同 給付費 生活介護 (千円)		0	1,347	0	0	0	0	0

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設 サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、 機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

		É	第8期実績値	<u> </u>	쐴	第9期計画個	直	参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
地域密着 型介護老	人数 (人)	360	348	324	348	348	348	360
人福祉施 設入居者 生活介護	給付費 (千円)	99,723	96,683	97,295	105,758	105,892	105,892	110,097

⑤地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設において、日帰りで食事、入浴、健康管理、 日常生活上の支援や生活機能訓練などを行うサービスです。

		É	第8期実績値	直	令和 6 年度 (2024) (2025) (2026) (2036)		参考值	
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)				令和 I 2 年度 (2030)
地域密着型通所介	人数 (人)	1,104	1,080	864	756	816	828	816
護	給付費 (千円)	102,995	97,597	89,460	83,130	89,506	91,673	90,913

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員30人以下の有料老人ホームや軽費老人ホームなどにおいて、食事や入浴など の日常生活上の支援や、機能訓練などを行うサービスです。

		É	第8期実績値	直	Ś	第9期計画個	直	参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
地域密着 型特定施	人数 (人)	444	456	468	456	480	480	504
設入居者 生活介護	給付費 (千円)	88,607	90,074	92,997	92,313	97,280	97,842	102,692

(3) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容等を定めた計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

		9	第8期実績値	<u> </u>	25	(2025) (2026) (2030) 2 6,984 7,056 6,960 9 90,402 91,396 89,959		参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)			令和 I 2 年度 (2030)
居宅介護	人数 (人)	7,704	7,332	6,900	6,672	6,984	7,056	6,960
支援	給付費 (千円)	99,983	93,584	88,176	85,870	90,402	91,396	89,955
介護予防	人数 (人)	2,256	2,220	2,328	2,364	2,304	2,328	2,364
支援	給付費 (千円)	10,052	9,989	10,450	10,768	10,509	10,618	10,783

(4)施設サービス

①介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

		É	第8期実績値	<u> </u>	9	第9期計画個	直	参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和 I 2 年度 (2030)
介護老人	人数 (人)	2,076	2,088	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
福祉施設	給付費 (千円)	554,518	561,912	572,142	580,218	580,953	580,953	580,298

②介護老人保健施設

症状安定期にある要介護者に対して施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理 の下で、介護や看護、リハビリなどを行うサービスです。

		É	第8期実績値	<u> </u>	Ś	第9期計画個	直	参考值
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	(2025) (2026)		令和 12 年度(2030)
介護老人	人数 (人)	1,572	1,284	1,128	1,128	1,128	1,128	1,128
保健施設	給付費 (千円)	420,934	357,849	313,638	318,066	318,469	318,469	319,822

③介護医療院

常時介護が必要で、主として長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける看護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。

第8期実績値		直	笋	参考值				
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和 6 年度 (2024)	(2024) (2025) (2026)		令和 12 年度(2030)
介護医療	人数 (人)	1,608	1,980	2,220	2,220	2,220	2,220	2,532
院	給付費 (千円)	598,950	715,804	791,732	802,908	803,924	803,924	918,739

2 給付費の見込

(1)介護給付費の見込

(単位:千円)

		第 9 期計画値					
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和 12 年度 (2030)			
① 居宅サービス	902,721	946,970	957,880	972,880			
②地域密着型サービス	823,836	863,361	867,458	899,375			
③介護保険施設サービス	1,701,192	1,703,346	1,703,346	1,818,859			
④居宅介護支援	85,870	90,402	91,396	89,955			
介護給付費見込額	3,513,619	3,604,079	3,620,080	3,781,069			

(2)介護予防給付費の見込

(単位:千円)

		第 9 期計画値				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度		
	(2024)	(2025)	(2026)	(2030)		
①居宅介護予防サービス	57,416	53,987	54,405	58,573		
②地域密着型介護予防サービス	3,371	3,376	3,376	3,376		
③介護予防支援	10,768	10,509	10,618	10,783		
介護予防給付費見込額	71,555	67,872	68,399	72,732		

(3)総給付費の見込

(単位:千円)

		参考值		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 12 年度
	(2024)	(2025)	(2026)	(2030)
介護給付費見込額	3,513,619	3,604,079	3,620,080	3,781,069
介護予防給付費見込額	71,555	67,872	68,399	72,732
総給付費見込額	3,585,174	3,671,951	3,688,479	3,853,801

3 保険料の算出

(1) 介護給付費等対象サービス見込量の推計手順

第9期計画期間(令和6(2024)年度~令和8(2026)年度)における介護保険事業の第1号被保険者の介護保険基準額については、国が示す推計方法を踏まえて、地域包括ケア「見える化」システムを利用し、以下の手順に沿って算出しました。

第8期計画期間(令和3(2021)年度~令和5(2023)年度)における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績を基に推計を行い、次に介護保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら第1号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。

手順 | 被保険者数の推計



過去の人口推移の実績から、将来人口推計を行います。

第 | 号被保険者数(65歳以上)、第 2 号被保険者数(40~64歳)について、令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度の推計を行いました。

手順2 要介護(要支援)認定者数の推計



被保険者数に対する要介護(要支援)認定者数(認定率)の実績等を勘案して、手順 I で推計された被保険者数に認定率を乗じて、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の要介護(要支援)認定者数を推計します。

手順3 施設・居住系サービスの量の算出



手順2で推計された要介護(要支援)認定者数に対する、施設・居住系サービス利用者数の見込み、過去の利用実績単価等を用いたサービス別事業量を算出します。

手順4 居宅サービス等の量の見込み算出



手順2で推計された要介護(要支援)認定者数から手順3で推計した施設・ 居住系サービス利用者数を差し引くことで、標準的居宅サービス利用者数を推 計します。

標準的居宅サービス利用者数に、過去のサービス利用実績(利用率、日数、回数、給付費等)を踏まえて、居宅サービス等の事業量を推計します。

手順5 地域支援事業等の必要な費用の推計



過去の実績から、地域支援事業費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料の見込みを算出します。

手順6 介護保険料の算出

所得段階の設定、所得段階別被保険者数の推計、保険料収納率、介護給付費 準備基金の取崩等を勘案して、介護保険料を算定します。

(2)標準給付費の見込

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの標準給付費見込額は以下のとおりです。

(単位:千円)

		第9期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	(2024)	(2025)	(2026)	
総給付費	3,585,174	3,671,951	3,688,479	10,945,604
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	150,345	152,007	153,480	455,832
特定入所者介護サービス費等 給付額	148,252	149,702	151,152	449,106
制度改正に伴う財政 影響額	2,093	2,305	2,328	6,726
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	111,728	112,975	114,069	338,772
高額介護サービス費等給付額	110,033	111,109	112,185	333,327
高額介護サービス費等の見直し等 に伴う財政影響額	1,695	1,866	1,884	5,445
高額医療合算介護サービス費等 給付額	10,017	10,071	10,169	30,257
算定対象審査支払手数料	3,328	3,346	3,379	10,053
標準給付費見込額	3,860,592	3,950,350	3,969,576	11,780,518

(3)地域支援事業

地域支援事業における各事業の事業費見込みは以下のとおりです。

(単位:千円)

			第9期計画值			
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計	
		(2024)	(2023)	(2020)		
地均	或支援事業費 	164,287	174,900	163,366	502,553	
	介護予防・日常生活支援総合事業費	99,599	110,982	99,348	309,929	
	包括的支援事業(地域包括支援セン	49,000	49,000	49,000	147,000	
	ターの運営)及び任意事業費	44,000	49,000	44,000	147,000	
	包括的支援事業(社会保障充実分)	15,688	14,918	15,018	45,624	

(4)第 | 号被保険者負担分相当額

×23% (第 | 号被保険者負担割合)

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担分相当額となります。

第1号被保険者負担分相当額

= (標準給付費見込額(11,780,519,690円)+地域支援事業費(502,553,327円))

		第9期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	(2024)	(2025)	(2026)	
第 号被保険者負担分相当額	925,722	948,808	950,577	2,825,107

(5)保険料収納必要額

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの第9期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりとなります。

保険料収納必要額

- =第1号被保険者負担分相当額(2,825,106,794円)+調整交付金相当額(604,522,451円)
 - 調整交付金見込額 (978,096,000円) +市町村特別給付費等 (4,500,000円)
 - 準備基金取崩額(161,700,000円) ※
 - -保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(34,458,000円)

(単位:千円)

(単位:千円)

		第9期計画值		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	(2024)	(2025)	(2026)	
第 号被保険者負担分相当額	925,722	948,808	950,577	2,825,107
調整交付金相当額	198,010	203,067	203,446	604,522
調整交付金見込額	336,616	319,221	322,259	978,096
市町村特別給付費等	1,500	1,500	1,500	4,500
準備基金取崩額			161,700	161,700
保険者機能強化推進交付金等の交付			34,458	34,458
見込額			34,438	34,438
保険料収納必要額			2,259,875	2,259,875

※令和 5(2023)年度末の介護給付費準備基金残高の見込額 519,898,019 円のうち、

161,700,000円の取り崩しを見込む。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計の値が合わない場合があります。

(6) 所得段階別加入者数の推計

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの所得段階別加入者数の見込みは 以下のとおりとなります。

		基準額に	所	得段階別加入者数	文
	基準所得金額	対する割合	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		刈りる割石	(2024)	(2025)	(2026)
第Ⅰ段階		0.455	2,859 人	2,835 人	2,839 人
第2段階		0.685	1,435人	1,423人	1,426人
第3段階		0.690	1,139人	1,129人	1,131人
第4段階		0.900	1,079人	1,071人	1,072人
第5段階		1.000	1,293人	1,282人	1,284人
第6段階		1.200	1,886人	1,870人	1,873人
第7段階	1,200,000円	1.300	1,352人	1,341人	1,343人
第8段階	2,100,000円	1.500	391 人	388人	389人
第9段階	3,200,000 円	1.700	154人	153人	153人
第10段階	4,200,000 円	1.900	83 人	82 人	83 人
第 段階	5,200,000 円	2.100	48 人	47 人	47 人
第12段階	6,200,000 円	2.300	24 人	24 人	24 人
第13段階	7,200,000 円	2.400	119人	118人	118人
_	計		11,862人	11,763人	11,782人

(7)所得段階別加入割合補正後被保険者数

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの所得段階別加入者数を用いて算出された、「所得段階別加入割合補正後被保険者数」は以下のとおりとなります。

		第9期計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	(2024)	(2025)	(2026)	
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	10,802人	10,712人	10,730人	32,244 人
州上发似休吹有奴				

(8)保険料基準額の算定

保険料基準額

=保険料収納必要額(2,259,875,245円)÷予定保険料収納率(99.0%) ÷所得段階別加入者割合補正後被保険者数(32,244人)÷12か月

介護保険料基準額(月額)=5,900円

第 | 号被保険者の所得段階別介護保険料額は以下のとおりとなります。

所得段階		介護保険料 (月額)	介護保険料 (年額)	所得要件
第1段階	0.455 (0.285)	2,683 円 (1,683 円)	32,200 円 (20,200 円)	生活保護を受給している人と、住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人及び住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第2段階	0.685 (0.485)	4,042 円 (2,858 円)	48,500 円 (34,300 円)	住民税非課税世帯かつ第 段階に該当しない 人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円以下の人
第3段階	0.690 (0.685)	4,075 円 (4,042 円)	48,900 円 (48,500 円)	住民税非課税世帯かつ第2段階に該当しない人 で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120 万円を超える人
第4段階	0.900	5,308 円	63,700 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住 民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収 入額の合計が80万円以下の人
第5段階 (基準)	1.000	5,900 円	70,800 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住 民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収 入額の合計が80万円を超えている人
第6段階	1.200	7,083 円	85,000 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 120万円未満の人
第7段階	1.300	7,667 円	92,000 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.500	8,850円	106,200円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.700	10,033 円	120,400円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人
第10段階	1.900	11,208円	134,500円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人
第 段階	2.100	12,392円	148,700円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人
第 12 段階	2.300	13,567円	162,800円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人
第 13 段階	2.400	14,158円	169,900円	住民税が課税されている人で、合計所得金額が 720万円以上の人

^{※「}合計所得金額」について、前年の年金・給与・配当などの所得(収入金額から必要経費分を差引きした もの)をすべて合算したもので、基礎控除等の所得控除する前の金額です。長期譲渡所得又は短期譲渡所 得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た金額です。

[※]第1~第3段階は、「低所得者保険料軽減」により、実質負担は基準額の0.285、0.485、0.685となります。

第6章 計画の推進について

本計画の基本理念である「住み慣れた地域で、誰もが安心して住み続けられるまちの 実現」を目指し、すべての高齢者が住み慣れた地域で支え合い、健康で暮らし、生きが いを持ち、安心していきいきと、人生の最期まで続けることができる社会をつくるため には、本計画を円滑に推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努める必要があり ます。

そのために、広報及び計画の推進体制を整え、進捗状況を管理して評価を行い、施策の推進に努めていきます。

Ⅰ 計画の周知

本計画について、広報紙、パンフレット、ホームページ等の各種媒体を利用して、周知するとともに、様々な機会を活用して地域の住民組織や関係団体等へも周知を行っていきます。

2 連携体制の強化

(1) 関連団体、住民組織との連携

地域包括支援センター、権利擁護センター、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、 薬剤師会、NPO法人等の関連団体や自治会、民生委員児童委員、老人クラブ連合会、 ボランティアグループなどの住民組織との連携を強化して、地域包括ケアの充実に向 け、深化・推進します。

(2) 庁内連携体制

本計画に係る事業は、介護保険サービス、介護予防サービス、高齢者福祉サービス等の介護・福祉関連分野だけでなく、健康づくりやまちづくりや生涯学習等、多岐にわたる施策が関連します。このため関係各課が連携し、一体となって取組を進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

(3) 県及び近隣市町との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用等、周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町との連携が不可欠となります。

そこで、県や近隣市町との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも一体となった介護保険事業及び保健福祉事業の展開を進めます。

資料編

I 用語解説

【あ】

■ I A D L (アイエーディエル) (手段的日常生 活動作)

Instrumental Activities of Daily Livingの略。

「食事する」「歩行又は車イスで移動する」「トイレで排せつをする」等の基本的動作に対して、「料理する」「掃除や洗濯をする」「電話をかける」「金銭や薬の管理をする」など、日常生活における「応用的な動作」のことで、自立した生活が送れるかどうかを判断する際の指標となる。

■ I C T (アイシーティー)

Information and Communication Technology の略。

パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。ITとほぼ同様の意味だが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communicationという言葉を入れたICTが用いられている。

■あったかふれあいセンター

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点。地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動を行う地域福祉活動を推進している。

■いきいきクラブ

「まちづくりは人づくりから、人づくりは 健康から 健康は運動から!」をテーマに生 涯学習課において実施されている事業。定期 的に運動指導を受けながら「いきいき百歳体 操」等の運動を実施し、健康づくりに取り組 んでいる。

■いきいき百歳体操

高知市で開発された体操で、手首と足首におもりバンドをつけ、椅子に座ってゆっくりと体を動かす、筋力アップを目的とした体操のこと。

■一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔でることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としたもの。

【か】

■介護給付

要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。要介護1から要介護5までの5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービスなどがある。

■介護支援専門員(ケアマネジャー)

ケアマネジメントの機能を担うために介護保険法で定められた専門家のこと。要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し、給付限度額を目安にケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

■介護認定調査

要介護認定等の申請があった時に、市町村 の職員又は委託を受けた指定居宅介護支援 事業者等の介護支援専門員等が行う認定に 必要な調査をいう。調査は、市町村の職員等が 訪問し、本人又は家族等に面接して行われる。

■介護保険サービス

介護保険制度のもとで提供される居宅 サービス、地域密着型サービス、居宅介護支 援、施設サービス、介護予防サービス、地域 密着型介護予防サービス及び介護予防支援 のこと。

■介護保険施設

介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスを提供する施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護医療院がある。

■介護予防

高齢者が要介護状態等となることの予防 又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防 止を目的として行うもの。

介護保険制度においては、要支援の方に対 して行うサービスを介護予防サービスという。

■介護予防支援

要支援 I・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケアプラン(介護サービス計画)の作成、サービス事業所等との連絡調整などを行う。

■介護予防・生活支援サービス事業

市町村が主体となって実施する地域支援 事業の I つ。要支援者等に対する、訪問型 サービス、通所型サービス、その他の生活支 援サービス等。

■介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援(配食・見守り等)、 社会参加も含めて総合的で多様なサービス を提供する事業。

■介護療養型医療施設

慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介 護認定者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関(施設)。病状は安定していて も自宅での療養生活は難しいという人が入 所して、必要な医療サービス、日常生活にお ける介護、リハビリテーションなどを受ける ことができる。

このサービスは令和6年3月で終了した。

■介護ロボット

ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器。

■かみかみ百歳体操

高知市で開発された口腔機能向上を目的 とした体操のこと。椅子に座って、口の周り や舌を動かすことで、食べる力や飲み込む力 をつける。食事の前に行うと口の準備運動に なり、むせの予防にもなる。

■通いの場

地域に住む高齢者が定期的に集まり、レクリエーションなど、様々な活動を通じて仲間と楽しんだり、リフレッシュしたりと、日々の生活に活気を取り入れてもらうための取り組みが行われている場。

■看護小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービスのIつで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービス。家庭的な環境のもとに行う、通い・訪問・宿泊のサービスを提供する。

■機能訓練

疾病や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等(社会的機能訓練)がある。

■虐待

家庭内や施設内において、肉体的な暴力や

言葉による暴力、無視などの不適切な扱いを 受け、権利利益を侵害されている状態のこと。 身体的虐待(身体拘束を含む)、性的虐待、 心理的虐待、介護や世話の放棄(ネグレクト)、 経済的虐待等、基本的人権を侵害・蹂躙し、心 や身体に深い傷を負わせるもの。

■協議体

生活支援や介護予防に関する支援の体制 整備に向け、多様な主体による定期的な情報 共有及び連携・協働による取り組みを推進す る仕組み。

■居宅介護支援事業所

介護支援専門員(ケアマネジャー)が常駐 し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護 者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケ アプラン(介護サービス計画)の作成やその 他の介護に関する相談を行う。

■ケアプラン(介護サービス計画)

要介護認定者等が介護サービスを適切に 利用できるよう、心身の状況、生活環境等を 勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を 定めた計画。

■ケアマネジメント

要支援・要介護認定者等に対し、個々の ニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわ たる介護サービスが総合的、一体的、効率的 に提供されるサービス体系を確立するため の機能をいう。介護保険制度で位置づけられ ている機能。

■軽費老人ホーム (ケアハウス)

高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。A型、B型、ケアハウスの3種類があり、原則として60歳以上の人が対象となる。A型は高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な人、B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人、ケアハウスは身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人をそれぞれ対象とする。

■ K D B システム (ケーディービー)

「公益社団法人 国民健康保険中央会」が作成したデータベースシステムのこと。国保連合会が各種業務を通じて管理する健診・医療・介護の給付情報等から統計情報を作成するとともに、保険者からの委託を受けて「個人の健康に関する情報」を作成し、提供している。

■健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。

■健康・福祉地域推進事業

少子高齢化が進行する中、各地域の子ども から高齢者、障害者などすべての住民が助け 合い、住み慣れた地域でいつまでも安心して 健康に暮らせる地域の環境づくりを行う事 業。概要としては、「介護予防、健康推進事 業」と「支えあいの地域づくり活動」の2つ の事業を地区や集落等で構成する住民組織 (健康福祉委員会)に委託し、事業を推進し ている。

■権利擁護

認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。

■高知県社会福祉施設防災対策指針

高知県が社会福祉施設で取り組むべき防 災対策をまとめた指針。また、各施設での具 体的な取り組みをサポートすることも意図 している。

■高齢者虐待

高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の 行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、 ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事 を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、 財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐 待がある。

■コーホート変化率法

各コーホート(同年代の集団)について、 過去における実績人口の動勢の変化率を求 め、それに基づき将来人口を推計する方法。

■誤嚥性肺炎

食べ物を飲み込む際や、気づかないうちな どに、唾液や胃液、食物とともに細菌が気管 に入り込むことで生じる肺の炎症。

[さ]

■サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と 連携して生活を支援するサービスを提供す る高齢者向けの民間賃貸住宅。

■在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護が必要な状態になっても、住み 慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるこ とができるよう、在宅医療や介護を一体的に 提供するため、在宅医療・介護連携を推進す る事業。

■作業療法士

OT(Occupational Therapist)ともいう。 身体障害者や知的障害者、精神障害者などを 対象に、医師の指示のもとに各種作業を行い、 心身の機能や社会復帰に不可欠な適応能力 の回復を図る専門職。

■サロン

高齢者の地域交流の場。高齢者自身の生き がい活動や介護予防活動に加え、地域の人同 士のつながりが深まることも期待されている。

■自主防災組織

地域の安全を確保するため、住民の一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という固い信念と連帯意識のもとに、既設の町内会・自治会又はこれらの連合会を主体として組織される防災組織。

■四万十市高齢者在宅生活ガイドブック

高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、市域における現在の生活支援等のサービス情報を整理したガイドブック。



四万十市高齢者在宅生活ガイドブック

■社会参加(知的能動性)

家庭内や家庭外で、社会的な役割を持って 生活する中で、自ら興味を持って、創作や余 暇を楽しむなどの知的活動を行う能力のこ と。充実した暮らしを送るために指標の一つ。

■社会福祉協議会

社会福祉の増進を図るために組織された 民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定め ている社会福祉法に基づき、設置されている。 地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。

■社会福祉士

社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。

■重層的支援体制整備事業

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応し、どのような相談も断らず受けとめ、つながり続ける包括的な支援体制を構築することをコンセプトに、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ(積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること)等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。

■シルバー人材センター

高齢者に対して、生きがいづくりや技能の 活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期 的な仕事を提供するために設立された団体。

■生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、生活支援・介護予防の体制づくりを進めていく役割を担っている。具体的には、地域の特性や高齢者の困りごとを把握し、サービスの開発や担い手の発掘、育成、ネットワークづくり、ニーズと取り組みのマッチング等を行う。

■成年後見制度

認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人 等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。

■成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第 | 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画。市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

【た】

■第 | 号被保険者

介護保険制度における被保険者のうち、65 歳以上の被保険者。

■第2号被保険者

介護保険制度における被保険者のうち、40 歳以上65歳未満の被保険者。

■地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様

な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や 分野を超えつながることで、住民一人ひとり の暮らしと生きがい、地域を共につくってい く社会。

■地域ケア会議

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、 高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に 対する支援とそれを支える社会基盤の整備 を同時に進めるための会議。

■地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護 状態や要支援状態となることを予防すると ともに、要介護状態等となった場合において も、可能な限り、地域において自立した日常 生活を営むことができるよう支援するため、 市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活 支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事 業」からなる。

■地域資源

地域にある自然資源のほか、人材や各種団体を含めた広義の総称。住民の生活に関わる支援を総合的に検討する場合、地域性が重要な要素となることから、地域資源とのつながりを最大限有効に活用し、積極的な事業展開を進めることが必要とされる。

■地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた 自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の 5つの分野で一体的に受けられる支援体制 のこと。

■地域包括支援センター

地域における高齢者の心身の健康保持や 生活の安定のために必要な援助を行うこと を目的として設けられた施設。

主な業務は、①包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)、②介護予防支援、③要介護

状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。

■地域密着型サービス

要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。介護保険法に基づき、市町村長が事業者を指定する。

■地区健康福祉委員会

健康・福祉地域推進事業の推進のため、健康づくり、介護予防、支え合いの地域づくりに関する活動を行う住民組織であり、地区や集落単位で構成されている。

■通所型サービスC事業

介護予防・生活支援サービス事業として実施される事業で、要支援認定を受けた方、基本チェックリストに該当した方(事業対象者)が利用できる。

心身状態改善の達成を目指す期限(原則3か月程度)を明確に設定したうえで、保健・医療・介護等の専門職が、利用者の機能低下(運動機能・栄養状態・口腔機能の低下)の状況に応じて、集中的に機能改善プログラムを提供するもの。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護 が一体的又は密接に連携しながら、短時間の 定期巡回型訪問と随時の対応を行う。

■特定健診(特定健康診査)

40歳以上75歳未満の人に対してメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。

■特定入所者介護サービス費

低所得の要介護者が施設サービスや短期 入所サービスを利用した時、食費・居住費に ついてその一定の額を支給する費用のこと。

■特定保健指導

特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した人に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導をいう。

■閉じこもり

統一された定義や概念はないが、「1日のほとんどを家の中あるいはその周辺(庭先程度)で過ごし、日常の生活行動範囲が極めて縮小している」「週1回も外出しない」等の状態のこと。生活が不活発になり、様々ない身の機能低下を引き起こしてしまう危険性がある状態。閉じこもりは、老化による体力低下や疾病等の身体的要因、活動意欲の低下等の心理的要因、家族の態度・接し方や住環境、気候風土等の社会・環境要因が関連し、発生するものとされている。

【な】

■日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、多様なサービスが受けられるように、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、サービス提供施設の整備状況を総合的に判断して定める区域のこと。

■任意事業

地域支援事業のうち、介護給付費適正化事 業、家族介護支援事業等のこと。

■認知症カフェ

認知症高齢者の地域での日常生活や家族 支援の強化に向けた取り組みの I つ。地域住 民や専門職など、誰でも参加できる集いの場 であり、参加者が歓談やレクリエーションな どをしながら情報交換を行う場で「気軽に コーヒーなどを飲みながら」という点から 「カフェ」と呼ばれる。

■認知症キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務め

る人。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。

■認知症ケアパス

認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。

■認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり、自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」をつけてもらう。

■認知症施策推進大綱

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現のためにとりまとめられた、認知症対策の政府の方針。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進することを基本的な考え方とする。

■認知症疾患医療センター

認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して生活するための支援のIつとして、県が指定する認知症専門の医療機関。

■認知症初期集中支援チーム

在宅生活の認知症の人や家族に対し、認知症サポート医や医療・介護の専門職で構成されたチームが、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

■認知症地域支援推進員

地域における医療及び介護の連携強化並び に、認知症の人やその家族に対する支援体制の 強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が 実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講 し、地域包括支援センター等に配置される。

■認知症の人と家族の会

全国47都道府県にある支部があり、認知症の人を介護している人や介護経験者が中心となり、交流集会の開催や相談窓口等を設置している公益社団法人。

【は】

■幡多在宅歯科連携室

歯科診療所への通院が困難な方を対象に、 歯と口の中のことに関する相談窓口として 平成28年度に高知県から高知県歯科医師会 へ事業を委託する形で開設されている。寄せ られた相談内容から、必要に応じて歯科衛生 士が自宅、施設等を訪問し、適宜訪問歯科診 療につなげている。

■8050問題 (ハチマルゴウマル)

80歳代の親と何らかの理由で自立できない事情をかかえる50歳代の子どもを指し、こうした親子が社会から孤立や生活困窮に陥ってしまうなどの社会問題のこと。

■ P D C A サイクル (ピーディーシーエー)

「Plan (計画)」「Do (実施)」「Check (点検)」「Act(見直し)」のサイクルを繰 り返し、管理やマネジメントを行う手法のこと。

■避難行動要支援者台帳

高齢者や障害のある方のうち、災害が起き た時に自分の力で避難することが困難な避 難行動要支援者の避難行動を支援するため の名簿。避難行動要支援者については、個別 避難計画を作成することが市町村の努力義 務となっている。その「避難行動要支援者名 簿」には、避難支援等の関係者への情報提供 に同意した人も含まれる。

■福祉避難所

災害時において介助や見守りなどの配慮 を必要とする方(高齢者や障害者など)とそ の家族が避難するための避難所。

■フレイル

健康な状態と要介護の状態の中間に位置して、加齢に伴い筋力や心の活力が低下した状態のことで、要介護状態になったり、怪我や病気のリスクがある。適切な介入により、改善できる可能性がある。

■フレイルサポーター

フレイルサポーター養成講座を受けた後、 フレイル予防のため活動を行うボランティ ア。高齢者への「フレイルチェック」の実施 の中で、日常生活で気を付けるポイントなど の啓発を行っている。

■フレイルチェック

フレイルのおそれのある方を早期に発見し対応するための仕組みとして、東京大学高齢社会総合研究機構が開発したスクリーニング手法。

■包括的支援事業

地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等の事業。

■保険給付費

介護保険サービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。

■保険料基準額(月額)

事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第 | 号被保険者保険料でまかなうべき費用(保険料収納必要額)を、補正第 | 号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに | 2か月で除したもの。

■ポピュレーションアプローチ

住民全体(ポピュレーション)に対して、 少しずつリスクを軽減する健康増進や疾病 予防の働きかけ (アプローチ) を行うことで、 集団全体を良い方向へとシフトさせ、リスク を減らす取組。

■本人ミーティング

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場。

【ま】

■民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題(生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般)についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

【や】

■夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、 通報に応じて、随時来てもらうサービスを組 み合わせて利用する訪問介護サービスのこと。

■有料老人ホーム

食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の 家事、健康管理のいずれかの便宜を供与する ことを目的とする施設。

■要介護認定

どの程度の介護を必要としているかを要支援 I・2、要介護 I~5の7段階にランク分けしたものを要介護度といい、訪問調査の結果と主治医の意見書をコンピュータで判断する一次判定と、医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。

■養護老人ホーム

環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、 養護するとともに、高齢者が自立した日常生 活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを 目的とする施設。

特別養護老人ホームと違い、介護保険施設 ではなく、行政による措置施設であり、入所 の申込は施設ではなく市町村に行う。

■要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など、災害 時において特に配慮を要する人。

■予防給付

「介護予防通所介護」等、要支援 I・2の対象者に実施される給付のこと。

[6]

■理学療法士

PT (Physical Therapist) ともいう。身体障害者を対象に、医師の指示のもとでリハビリテーションを行い、日常生活を送るうえで必要な基本的な動作能力の回復を図る専門職のこと。

■レセプト

医療機関等が保険者に診療費等を請求する明細書(診療報酬明細書・調剤報酬明細書) のこと。

■老々介護

高齢者の介護を高齢者が行っている状況 のこと。

2 計画策定経過

	日 程	内容
第一回運営協議会	令和 5	①計画策定スケジュールについて
	(2023)年	②介護保険事業計画の策定について
	8月4日	③介護保険事業計画の策定に係る各種調査結果の報告について
第2回	10月24日	①第8期の業務実績等
運営協議会	10 Д 24 П	②計画素案について
第3回運営協議会		①計画素案について
	12月5日	②パブリックコメントについて
		③介護保険料の推計状況について
	12月16日~	市民の意見の聴取
パブリック	令和6	閲覧場所:市高齢者支援課(本庁舎 階)、西土佐保健分室
コメント	(2024)年	(保健センター内)、市ホームページ
	月 5日	広報:広報しまんと、市ホームページ、関係機関への周知
第4回 運営協議会		①パブリックコメントの結果報告及び計画案への反映
	2800	②サービス見込量の推計結果について
	2月9日	③第9期介護保険料について
		④第9期計画案の報告(答申)について

3 四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会 条例

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画(以下「四万十市高齢者福祉計画」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく四万十市介護保険事業計画の策定並びに円滑かつ適正な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (I) 四万十市高齢者福祉計画及び四万十市介護保険事業計画(以下「高齢者福祉計画等」 という。)の策定に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画等の評価に関すること。
- (3) 高齢者福祉計画等における施策の実施及び推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (I) 関係団体の代表者
- (2) 市民の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、 又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴収等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高齢者福祉計画等の事務を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第16号)

(施行期日)

Ⅰ この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、この条例による改正前の条例の規定に基づき現に委員に委嘱又は任命されている者は、その任期中に限りこの条例による改正後の条例の規定により委員に 委嘱又は任命されたものとみなす。

附 則(平成29年12月21日条例第30号)抄 (施行期日)

| この条例は、平成30年4月|日から施行する。

4 四万十市高齢者福祉計画·介護保険事業計画運営協議会 委員名簿

(敬称省略・順不同)

	氏 名	所属団体等	選任区分
- 1	大林 郁男	四万十市社会福祉協議会会長	関係団体の代表者
2	宮村和輝	四万十市区長会会長	市民の代表者
3	岡﨑 英明	四万十市区長会副会長	市民の代表者
4	浜田 精一	四万十市民生児童委員協議会会長	関係団体の代表者
5	小原 長生	四万十市医師会会長	関係団体の代表者
6	福地 栄信	高知県介護支援専門員連絡協議会 幡多ブロック長	関係団体の代表者
7	荒川 泰士	高知県ホームヘルパー連絡協議会 会長	関係団体の代表者
8	松岡 時規子	四万十市認知症の人と家族の会 (たんぽぽの会)	関係団体の代表者
9	瀬尾 美千子	第 号被保険者代表	市民の代表者
10	山崎 寿美	第2号被保険者代表	市民の代表者
1.1	村上 真美	第2号被保険者代表	市民の代表者
12	中村 祐介	高知県幡多福祉保健所長	関係行政機関の職員
13	渡辺 和博	四万十市福祉事務所長	市の職員
14	竹本 美佳	四万十市健康推進課長	市の職員
15	渡辺 七美	四万十市民病院総看護長	市の職員

※任期:令和7(2025)年6月30日まで

四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

策定年月:令和6(2024)年3月

策 定:四万十市(高齢者支援課)

住 所: 〒787-8501

高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

電 話:0880-34-111 (代表)

